

# 「原爆被害者調査」の立場と構想

——調査過程研究の一つのこころみ——

## 目次

はじめに

### 第一部 原爆被害者調査の〈立場〉

一 人間のいとなみ

二 調査の争点

三 礎としての調査仮説

四 バイロット・サーヴェイ

### 第二部 原爆被害者調査の構想——〈死〉と〈生〉の全体像——

一 〈こころの傷痕〉と〈死の恐怖〉

浜谷正晴

二 〈原爆死〉

三 〈惨苦の生〉

四 〈生きる意欲の喪失〉

五 〈生きる支え〉

おわりにかえて

## はじめに

《被爆四〇年》——この年、二つの大きな被爆者調査が実施された。一つは、厚生省による「昭和六〇年度原子爆弾被爆者実態調査」であり、いま一つは、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）による「原爆被害者調査」である。これら二つの調査の結果については、すでにつきのような報告書がまとめられているが、いずれの調査も、結果の整理は未完であり、ひきつづき新たな報告書の作成が予定されている。

被団協 『原爆被害者調査』第一次報告』（一九八六年一月二十六日）

厚生省 『昭和六〇年度原子爆弾被爆者実態調査（生存者調査）報告』（一九八七年六月五日）

被団協 『被爆者は原爆を「受忍」しない——二つの調査をふまえた「大運動」の成功のために』（一九八七年七月二十八日）

同 『原爆被害者調査』第二次報告——原爆死没者に関する中間報告』（一九八八年三月一日）

この二つの調査はその目的と内容において、原爆被害者問題をどうとらえるか、それに対していかなる解決策をとろうとするのかをめぐって、あい異なる二つの立場——〈国家の立場〉と〈人間（被爆者）の立場〉——がはげしく対抗しあったものとみることができる。

その渦中において私は、日本被団協の原爆被害調査特別委員会の委員として、「原爆被害者調査」の企画を担当し、前記三つの報告書の作成（調査データの点検、集計、解析、まとめ）にたずさわってきた。同時に、一時期（一九八五年三月～一〇月）、厚生省の被爆者実態調査委員会の専門委員として、「六〇年調査」の調査票の作成にかかわった。後者の委員をつとめることは、けっして自ら望んだことではなかったが、いずれにせよ、その《対抗》状況の外にすることはできなかったのである。

「原爆被害者調査」が企画されてから、すでに三年あまりの歳月がすぎている。この調査の膨大な内容をまとめきるまでには恐らくそれと同じくらい時間がかるであろう。生存者および死没者にかんする基本的なデータのまとめを終え、長期にわたる調査過程の大きな節目をむかえているいま、自らかかわった《対抗調査》（独自調査）の経験を総括しておこうと思う。以下は、「原爆被害者調査」の最初のステップにたちかえって、その成り立ちと枠組（人間の視点）の構築過程を再構成したものである。

## 第一部 原爆被害者調査の〈立場〉

### 一 人間のいとなみ

日本被団協の「原爆被害者調査」は、厚生省の「六〇年調査」が実施（一九八五年一〇月三日現在）された直後の一月から翌年の三月にかけて行われ、当初の目標（一人）をうわまわる全国四七すべての都道府県に居住する被爆者、一万三一六九人の有効調査票が回収された。<sup>1)</sup>

この数は、数字のうえで比較すると、悉皆調査である厚生省調査が対象とした被爆者健康手帳交付者数(三六万六七二人)の三・六%にあたっている。けれどもこの調査は、行政上の機構や権威の介さない、民間の自発的な意思によってなされた調査としては、一九七七年、NGO被爆問題国際シンポジウムにむけて日本準備委員会が実施した「一般調査」(四一都道府県、約一万人)をも超える、これまでで最大規模のものとなった。しかもNGO調査の規模は、各県に推進委員会が組織され、のべ数千人と いわれる被爆者・科学者・運動家・ボランティアが参加して達成されたものであったが、「原爆被害者調査」の場合は、調査協力員というかたちで、医療機関の職員、ケース・ワーカーや被爆者援護に関心のある人びとによる支援があったものの、まさしく《被爆者自身の手で》、全国および地域組織の総力をあげて遂行されたところにその特徴がある。

《被爆後四〇年》がたつてなお、しかも平均年齢六〇歳になる人びとをして、このように大きな達成へとつき動かしていったものは何だったのか。社会調査とは「人間が自らの問題をときあかす営為」<sup>(2)</sup>であるとすれば、この「原爆被害者調査」を成り立たせた人びとのいとなみとその意味について、まずおさえてみなければならぬであろう。

A 《調査票をいただきました。読んでいただけで眠れない夜が続いています。どうかこの調査だけはお許しください。ほかならぬ東友会のお頼みなら、何を置いても思いましたが自分の精神状況がどうなるかわかりませんので。わずかな寄付ですが振込みました》<sup>(1)</sup>

B 《思い出したくないこと、隠していたことを記入する調査で苦しいが、ここまでしなければ原爆の被害がはっきりしないのですね。》

ここに引用した二人のことばは、「原爆被害者調査」の調査票に対して、被爆者のなかに二つの対応（態度・身構え）があったことをしめしている。Aは調査票への回答を断った被爆者のそれであり、Bは回答に応じた被爆者のものである。けれども、この二人に共通するのは、その調査票が被爆者にとって《思い出したくないこと、隠していたいこと》に触れるものであり、《読んだだけで眠れない、精神状況がどうなるかわからなくさせる》ものであったことである。調査票がどういふことを尋ねようとしているかについて両者は同じ認識にたっており、被爆者組織からのよびかけに対して誠実であろうとする姿勢においても同じである。Aさんは「寄付」という行為をとることによって、この調査を支えようとする。しかし、〈原爆〉は、そのような人間の意思（たたかい）を押さえつけてしまうほど、大きく重たかった。それ故われわれは、《ここまでしなければ……》というBさんのような〈原爆〉とのたたかいがあつて初めて、Bさんの苦しみのみならず、Aさんを苦しめているものが何であるのかも知ることができるのである。原爆の被害を「はっきり」させることは、《思い出したくない》ものを解明することである。このようなとき、調査になう者は、はたして、そうした苦悩のなかに踏み込んでよいのかどうかと戸惑う。そして、もし踏み込むことが許されるとしたら、誰なら、どんな場合にか。調査票のどこが、どういう点が、なぜ、相手にそのような思いをいだかせ、ある反応をよびおこしたのか、などと考えをめぐらせ、自問する。

C 《お役に立ちたい気持ちは充分にあります。只、この調査票は余り書きたくありません。第一思い出したいくありません。心が思い出すにつれて、泣きたいような、みじめにもなり、心が不安になります。》

D 《この調査は強制ですか。先日わたしの家に調査票をもってこられて、正直迷惑しています。思い出したいくないことです。（匿名の電話。調査の趣旨を話すと考えてみますとの回答がありました）》

E 《二度とこのような調査はしないでください。この資料はどうなさるのですか。保管はどなたがなさるのですか。永久保存の場合、あなたの私生活が知られた場合を考えられましたか。(調査票への記入から)<sup>(4)</sup>》

被爆者を《思い出したいくない》という気持ちにさせるのは、〈苦悩としての原爆体験〉それ自体であり、そのことは調査に応じたひとつでも同じである。じっさいに対象者に調査を依頼し、調査票を配布し回収にあたったのはおにも被爆者自身(地区の会の役員など)であり、調査は被爆者から被爆者への働きかけであったが、そこには同じ気持ちをしていただく者であるがゆえにのきびしさがあった。

F 《自分のからに閉じこもっている被爆者が多いのに驚きました。自分の戦後を思い出してみると、爆心地近くに家があったのに家族で直爆死したものがいないことが、負い目のように思っていました。ただ「あの日」のことを忘れてたくて広島にもやっと昨年行ったくらいです。そんな自分と重ねてみても、早く会の活動を広げて、こういう被爆者を掘り起こしたいと思います。》

G 《なんとかやりきらなければーと思っているので、記入を拒否した対象者に再度調査の趣旨を話してお願うることにしました。しかし、調査員が再度訪問するのをいやがったので、自分に責任があるので出かけています。正直言って「まいった」というのが実感。》

H 《調査のほんとうの意味を理解していないからだと思いますが、この時期(厚生省調査の直後)にまた調査をするのは、どうだったのか疑問があります。何回も足を運んで調査を実施するのは、たいへんだと思っています。とくに、対象者の前で記入されている調査票に目を通して「記入漏れの有無をー引用者注ー」確認するこ

とは、対象者個人の秘密を守る点からも、同じ被害を受けた者としても、とても苦しい気持ちです。》

I 《どうしても地元の方の会に知られたくないことがありますので、東友会に直接調査票を送付します。事情は記入内容をご覧ください。》

同時に、こうした緊張をはらむ対話としての関係は、形をかえて、被爆者とその家族、被爆者と非被爆者（調査協力員）とのあいだにもあった。

J 《こどもに障害があったので記入したら、被爆していない妻が「あなただけのこどもではないのだから、絶対に記入しないでほしい」というので、消しました。被爆者運動に協力している妻なのに、こどもも結婚しているのに、この問題になると理解がない、このような状況は他にもあると思います。この内容まで集計には出せないのが残念。》

K 《水を上げられなかった》——これだけが心に焼きついて長い戦後を生きてきた被爆者がいました。被爆者のあまりにもひどい、非人間的にさせられてきた苦しみを、私のような者が聞いてもいいのか——と自分に問いかげながら訪問しています。》

L 《みなさんたちには、あんな思いをさせたくない》と言われた被爆者のことばが、心に重く、とても力強く残っています。》

被爆者の一人ひとりが、それぞれのありようで、人間を《非人間的にさせる》原爆とたたかっている。《あんな思

いをさせたくない》——この言葉には、原爆との果てしないたたかいを強いられてきた人間の意思がこめられている。そこにひとは、人間の尊さを感じている。《あんな思いをさせない》ためには、《あんな思い》をさせるものを無くさなければならぬ。被爆者が《思い出したくない》とする自分の心とたたかいつながりながら、苦しさをのりこえて調査票に回答するのは、《あんな思い》をなくしたい、二度とさせたくないという意思があるからである。

M 《わたしの月の生活費は、年金と健康管理手当てで五万円です。なんとか老後の生活がたつようになると思って記入したので、手伝ってください。(白内障で文字の書けない被爆者)》

N 《ひとつひとつの質問にこう答えてもいいかとの問い合わせ。「私がうまく書かないと、援護法の資料にならないから……一生懸命書きます」。(白内障の手術を目前にひかえた目の不自由な八〇代の被爆者)》

O 《内容的になかなか難しいが、これくらいのことやはり調査しなければならないと思う(被爆者としての義務)。国に見直してもらわねばならぬ活動の資料となる。》

P 《生き残った、被爆者が一生懸命語らなければ、判って貰うまで行動しなければならぬと思う。それでなければ、あの原爆でなくなった人々に申し訳が立たないのではないだろうか。》

Q 《原爆の威力は、それを体験した者はよく知っています。しかし話にも聞かない人は余り知りません。そこで被爆者は、原爆被害の実相を声大にして語るべきだと思います。核戦争反対の世論を巻き起こすために、体験談は、貴重だと思います。》

ある人は自らの苦悩・不安をすぐにも解決するために、ある人は原爆で亡くなった人びとの思いをうけついで、あ

る人は援護法の資料とし、国に援護対策のありかたの見直しをさせるために、ある人は原爆被害の実相を語りつたえて核兵器をなくすために、等々、動機はその人がおかれた状況によって違っていても、それらはすべて《あんな思いをなくしたい、させたくない》という意思につながっている。《調査のほんとうの意味》(Hさん)とは、その共通の意思を基盤にしてはじめて成立する。

《思い出したいくない、隠していたい》もの、すなわち《苦悩としての原爆体験》のなかに踏みこんで調査することが許される場合があるとしたら、その調査が、《あんな思いをなくし、二度と誰にもさせたくない》という被爆者の意思に依拠することができたときである。そうして調査が調査として成立するには、さらに二つの条件が必要である。ひとつは、被爆者のそのような意思が大きな集会的意思へと結集され(せ)ていく状況のことである。もうひとつは、調査票が被爆者のそうした意思をひきだしているだけの内容をかなえているかどうかである。少なくとも、この二つの条件が整わなかったなら、これから述べるような、《苦悩としての原爆体験の全体像》を追究するというこの調査はなしえなかつたといえよう。

(1) 「一万人規模での調査を」という目標は、この調査以前に日本被団協が行った「死没者・遺族調査」(死没者数一八〇一人)や、「被爆者要求調査」(回答者数三六九〇人)の実績からみると、かなり困難なものといえた。しかし、被爆者自身の手でやりとげた調査の結果がデータとしての説得力をもつには、この調査が独自の調査としては量質ともにかつてない規模と内容のものになることが必須の要件であった。

被団協という運動組織が調査を実施する場合、つねに直面する問題は、国や地方自治体とちがって、被爆者手帳を所持している被爆者の名簿をもたないことである。また、手帳を持たない(とれていない、とろうとしなない)被爆者や、すでに死没した人びとの遺族の所在についても確かなことはわかっていない。このことは統一されたサンプリング手続きにしたがって対象

を抽出するという方法の採用を不可能にする。それだけでなく、四七すべての都道府県に居住する被爆者（手帳所持者）の数は、広島県のおよそ一七万人余りから秋田県の七九人まで（八五年八月一日現在）、県ごとに著しいちがいがあり、調査を実施する各県組織もまさに被爆者の自発的な意思によってなりたっている以上、調査を組織する力もそれぞれ異なってくる。

こういう諸条件のなかで「原爆被害者調査」のもつ課題を達成する途は、他の何にもまして、この調査の内容上の要請にしたがうことであった。この調査が必要とするデータは一人ひとりの被爆者の意思と各県の被爆者組織一つひとつの意思が結果しなければ得られないものであり、その意思をつみあげていくことができるかどうかにか成否がかかっていた。『推進のための手引き』はつぎのような「目安」をしめして、この調査がただ数だけを集めるといった安易なものにならないよう配慮をうながした。

まず、①一万人の目標を達成するため、ブロック別・県別の目標数（ブロックとは北海道、東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の各地方、県別は主に被爆者数の多い東京、神奈川、大阪、広島、福岡、長崎の各県のこと）をしめしたうえで、困難があれば協議してすすめ、力のある県は目標をうわのせするよう求めたこと。また②調査対象については、「i」対象となる人たちの性・年齢別の構成に極端な偏りがでないように、分かる範囲で各県内の被爆者の性・年齢別の構成にできるだけそって選び、「ii」身内に原爆死没者をもつ被爆者を含めること。③会の役員や、会費を納めて運動に参加している会員だけでなく、これまで必ずしも運動に協力的でなかった人や、まだ会に入っていない人にも協力を呼びかけること。④日常的にはなかなか訪問することのできない、寝たきりの人、身体の自由のきかない人、一人暮らしのお年寄りなど、被爆者としての苦しみや困難をより多くかかえた人たちも、これを機会に積極的に訪問するよう心がけること、などである。

この調査の回答者に、日本被団協発行の機関新聞『被団協』（月刊）と『原爆被害者の基本要請』（一九八四年決定）を読んだかどうか尋ねたところ、『被団協』は五〇六五人（無回答を除く一万一四〇人の四五％）、『基本要請』は六一六三人（無回答を除く一万六八四人の五八％）が「いいえ」と答えており、この調査が、従来の組織活動のわくをこえて広がったことをしめしている。

なお、属性について厚生省調査と対比すれば（以下、〔 〕内は厚調の結果）、①性別は、男五三対女四七（四三対五七）で、

被団協調査は男の割合が高い。②年齢構成は、四九歳以下二二%（二一%）、五〇歳代三五%（三三%）、六〇歳代三二%（二二%）、七〇歳代一七%（一六%）、八〇歳以上四%（七%）であり、被団協調査は厚調と比べて、五〇歳代と七〇歳代はほぼ同じ比率であるが、四九歳以下と八〇歳以上の比率が低く、六〇歳代の比率が高い。③被爆区分では、直接被爆者が七二%（六三%）であり、④直接被爆者のうち、二キロメートル以内の近距離被爆者が五一%（三八%）を占めている。性・年齢構成のちがいは被団協調査の地域的な偏り——被爆後、被爆地から移動した被爆者の割合が高い——の反映と思われるが、近距離の直接被爆者の割合が高いこと、当時の状況について語りうる被爆時一〇〜三〇歳代であった者が多いことは、原爆被害が人間にとってどれほど重いものであるかをとらえようとするこの調査の目的にかなっている。

(2) 拙稿「生き残る意味の探求と調査への旅立ち——『ホロコーストの子供たち』に寄せる」、『一橋論叢』一九八五年四月号、八四頁。

(3) ここに紹介したA〜Qの言葉のうち、《A、D、N》は東友会（東京都原爆被害者団体協議会）「原爆被害者調査実施に関する地区活動の成果と反応・中間報告」（一九八六年三月九日）、《B》は同「原爆被害者調査を進めるための東友会だより」第一号（一九八五年一月二十九日）、《C、P、Q》は杉並光友会「四〇年を生きて——杉並被爆者調査の記録から」（一九八六年一〇月二日）、《O》は関東甲信越ブロック講習会（一九八五年一〇月五〜六日）での調査票討議メモより引用した。

(4) 記入済みの調査票は中央にすべて回収された。NGO一般調査ではプライバシーの保護の問題を考慮し、原票は各県委員会が保管し必要なデータだけを中央に送るという方法がとられたため、确实で十分な集計が行えず、後になってデータを回収するのに多くの時間と労力を費やさざるを得なかった。「原爆被害者調査」の歴大かつ重要な内容を考えれば、原票が手元ないというのは致命的である。それゆえ『手引き』は、調査の秘密の厳守や調査結果の出し方、調査票の保管の方法などについて細かく規定している。この姿勢は調査票の点検・集計の過程でも重視され、とくに集計カードのマーク作業の外注に際しては、調査票に記入された氏名と住所を消去した。

(5) 調査の方法は、原則として「配布された調査票に対象者本人が記入し、調査員が回収にあたる」留め置き（自計）法を採用した。これは、面接調査として行われたNGO調査のときとちがいで、この調査をバック・アップする大衆的な支援組織の形

成が期待できなかったからである。ただし、聞かれている事柄がすっかり書けない人や、高齢などにより目や手が不自由なため書けない人には、調査票の配布・回収にあたる調査協力が記入を手伝えるようにした。調査協力は、回収のとき調査票に記入漏れがないかどうかを確認することが求められた。『調査の手引き』は記入漏れがおこりうるケース——①設問の意味がよく分からないため、②どの答えを選んでよいか迷うため、③本人に該当する質問と該当しない質問とをとりちがえたため、④その質問には答えたくないためなど——ごとに処置の仕方を記している。

また、県の役員会など会合の場で、調査の目的や内容について説明を聞きながら、まず役員が率先して調査に応じ、今度はその役員が支部（地域の会）の中で会合を開いて同様な方法でやり、さらにその参加者が自分のまわりの被爆者を訪問し、調査への協力をよびかけるといった集合調査法も応用された。

## 二 調査の争点

### 1 《原爆とは、人間にとって「受忍」しうるものか》

「独自調査」の実施について日本被団協が正式決定したのは、一九八五年五月にひらかれた第三〇回定期総会であった。総会の資料「昭和六〇年度原爆被爆者実態調査にあたっての日本被団協のとりくみについて」は、「被爆四〇周年に、今あらためて厚生省調査が行われることの意義をふまえ、この調査に前向きにとりくむと同時に、今回の調査で不十分な点を補うために、今後の重要な課題として、日本被団協による原爆被害調査を進めていきます」とし、この調査のことをつぎのように位置づけている。

《独自調査は、原爆死の実相・遺族の苦しみをふくむ、原爆被害とは何かを明らかにするための調査とする。それによって、核戦争被害の「受忍」を打ち出した「基本懇」意見を洗い直し、原爆被害への国家補償（援護法制）実現のための契機としていくものとする。》

これをうけて、日本被団協代表理事会のもとに設置された「原爆被害調査特別委員会」は、その第一回委員会（八月二七―二九日）において、独自調査の名称を「原爆被害者調査」とするとともに、調査の目的、対象および達成目標数、時期、調査の事項、体制、方法、結果の集計と解析、財政からなる「日本被団協原爆被害者調査要綱（案）」を作成した。調査要綱の前文は、調査の意義についてこう述べている。

《厚生省調査は、そのままでは被爆者の現状把握と高齢者対策を中心にしたものであり、援護法制定をめざすものにはなっていません。そこで、日本被団協は、私たち自身の手で、「基本要求」の内容をより豊かにし、原爆被害に対する国家補償への道を切り開く力となるような調査を実施することにしました。被爆四〇周年の特別事業として、その成功のため総力をあげてとりくむものです。》

独自調査の意義・位置づけをさだめたこの二つの文書は、原爆被害者援護法の制定をめぐる運動上、政策上の争点、被爆四〇周年をむかえて、調査の争点に転化したことをものがたっている。そのひとつは、国・基本懇の「受忍」論（後述）に対して、《原爆とは、人間にとって「受忍」しうるものであるかどうか》を事実によって検証することであり、もうひとつは、今後の対策を、被爆者の「高齢化」問題に方向づけようとする厚生省六〇年調査の枠組に対して、《とらえるべき真の実態とは何か？——「現状」という名の要救済状態（ニーズ）か、それとも原爆被害か》を明らかにしていくことである。

総会決定にさきだつ一九八四年九月一九日、私は日本被団協の専門委員会に「被爆四〇周年に援護法をめぐる争点」というレポートを提出しているが、それは参院社会労働委員会（同年八月二日）の「議録」をもとに、援護法制定問題と厚生省六〇年調査にかんする政府答弁の内容とその問題点を整理し、結論として《厚生省調査に対する対抗調査を実施すべきである》と述べたものであった。争点となるポイントは、二つあった。

〔争点一〕 厚生大臣（渡部恒三氏 当時）は答弁のなかで、「原爆は、まさに人類の史上かつてない惨状……をもたらしました。それは国が起こした戦争の結果でございます。私どもは大きな責任を感じていろいろの施策を行っておる」という見解を述べるとともに、さらに原爆被害について、「二度とあってはならない惨事」であり、「放射能という後々まで、その人間が生きている限り逃れることのできない大きな惨禍を残しておる」、「生存し得た人になお生命の恐怖、不安というものを残しておる」という認識を表明した。このような国の責任にたいする見解と原爆被害にかんする認識があるにもかかわらず、厚相は「ただ一点」のちがいが、つまり「私どもは現行法の中でできる限りの努力をしたい」とする政策上の判断をあげて援護法の制定を否認した。これをみると、原爆被害にかんする認識と対策とのあいだを媒介しているのはたんに政策的な判断であって、その政策的判断そのものは是非は原爆被害という事実  
に照らしてなんら検証されていない。

〔争点二〕 六〇年度実態調査にかんする厚生省側の答弁をまとめると、(1)「現在の被爆者の方々がどうい健康状態におられるのか、また生活の実態がどのような状況にあるのか」、「一〇年たった今日の、その後の変化を、推移を把握したい」、(2)「国の調査をまとめる段階で、関係者の貴重な資料（現地の各種調査、動態調査、復元調査、被災状況調査）とのすり合わせ、総合も検討に値する」、(3)「死没者調査については、被爆後四〇年という時間の経過を経ており、記憶に頼っての調査、遺族の範囲をどのように設定できるか、いろいろ調査技術的に極めて困難」という三点になる。(1)は、六〇年調査も四〇年調査・五〇年調査の延長線上にあることをしめすが、四〇年・五〇年調査の枠組（「現在の健康・生活の実態を把握する」）によっては、厚相がいうような「人間が生きている限り逃れることのできない恐怖、不安」や、「今日まで人類が何人も経験しなかった……受けた人しかわからないそのむごたらしい被害」、「ありのままのその人たちの生活、その人たちの願い」はとらえられない。これは、(2)の「すり合わせ、総

合」がなされたとしても、枠組がそのままである限り同じである。(3)にいう「技術的困難」は死没者の数についてのみあてはまるが、死没者調査とはただ死没者の数を把握するためのものではなく、〈原爆死〉(「むごたらしい被害」)をとらえるものでなければならない。

ここで「(一)」について、さきに述べた被団協の独自調査の位置づけにかかわって補足すれば、国の政策的判断の根拠になっている「基本懇」(原爆被爆者対策基本問題懇談会、茅誠司座長)の原爆犠牲「受忍」論(一九八〇年一月一日づけ厚生大臣宛意見書)もまた事実によって試されたものではなかった。基本懇は「およそ戦争という国の存亡をかけての非常事態のもとにおいては、国民がその生命・身体・財産等について、その戦争によって何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは、国をあげての戦争による『一般の犠牲』として受忍しなければならない」としたが、そうした判断によって「受忍」を強いられた「一般犠牲」とは、まさに厚相が述べたところの「むごたらしい被害」や「恐怖、不安」、「ありのままの生活」にはかならない。しかるに基本懇は、それらの犠牲が人間として「受忍」しうるものであるのかどうかについて、いっさい事実にもとづく検証を行わなかったのである。<sup>(2)</sup>

## 2 《要救済状態(ニーズ)か、原爆被害か》

つぎに、「(二)」の争点について、厚生省調査の目的と枠組が実際にどのようなものになったのかをおさえておこう。まず、厚生省の『昭和六〇年度原子爆弾被爆者実態調査実施要領』は、調査の目的についてつぎのように記している。

《被爆者の生活、健康等の現状を総合的に把握するとともに、原子爆弾による死没者の実態を明らかにするため  
の資料を得ることを目的とする。》

これを「原爆被害者調査」と対比してみると、被団協の『調査の手引き』は、その目的をつぎのように定めている。

《④一〇年後のいまなおつづく、被爆者・遺族の苦しみや不安を、原爆被爆との関連で明らかにすること。②そ

これらの被害がどれほど人間性に反するものであるかを明らかにすること。》

二つの被爆者調査の目的には、三つのちがいがあある。すなわち第一に、調査の内容上のちがいは「実態」という用語の中身——である。厚生省調査がとらえようとするのは、「生活、健康等の現状」という時期・内容ともに限られた実態（＝要救済状態）であるのに対し、被団協調査がとらえようとしたのは、「四〇年後のいまなおつづく、被爆者・遺族の苦しみや不安」という被害である。

第二に、「実態」をみる視点の明確さのちがいである。被団協調査は、「原爆被爆との関連で」、「どれほど人間性に反するものか」というように、調査の分析視点を明示しているのに対し、厚生省調査は、「総合的に把握する」と述べるだけで、その意味するところは不明である。（この「総合的に」という言葉は、『報告』では削除されている。）

第三に、「死没者の実態を明らかにする」ことの位置づけ方にちがいがあある。厚生省調査の主眼はあくまで「資料を得ること」にあり、生存者調査と死没者調査がそれぞれ別個のものとして行われたのに対し、被団協調査は原爆が人間にもたらした〈死〉を「反人間的なもの」であり、「被爆者・遺族の苦しみや不安」としてとらえている。

ここで第二のちがいがいかかわって補足すると、そのことは、厚生省の六〇年調査に「実態」をとらえる視点が何もなかったという意味ではない。むしろ厚生省は、生存者調査について、被爆者の「高齢化」という視点を前面におしだしており、その視点にたつて設問が構成されたことは、つぎのような質問項目の内容と流れをみれば明白である。

配偶者の有無（問三） ↓ 子供の有無と同居状況（問四） ↓ 同居世帯員数（問五） ↓ 世帯内被爆者の有無（問六）  
 ↓ 住居の状況（問七） ↓ 収入を伴う仕事の有無（問八） ↓ 世帯の年収（問九） ↓ 世帯の月支出（問一〇） ↓ 特別  
 措置法による手当受給状況（問一一） ↓ 生活保護受給の有無（問一二） ↓ 年金・恩給受給の有無（問一三） ↓ 医

療保険の種類（問一四）↓身体障害者手帳等の有無（問一五）↓入通院状況（問一六）↓寝たきりの有無とその期間（問一七）↓日常生活における介護の有無と内容、および介護者と費用（問一八）↓被爆者健診以外の健康診断受診状況（問二〇）↓保健・福祉サービスの希望状況（問二一）↓被爆者であることによる苦勞・心配（問二二）<sup>(3)</sup>

これらの事項は「高齢化」した被爆者の「現状」を把握するという視点に見合うものではある。けれども、この調査には、《なぜ、被爆者の「現状」はそうなのか》ということにせまる質問項目はどこにもなかった。つまり、《健康や生活、家族が原爆によってどのように破壊されたのか》はいっさい問われないままである。その破壊の影響は被爆当時の年齢が幼年期、少年期、思春期、青年期、壮年期のどの段階にあったかによって大きく異なっており、被爆後四〇年間の《生》の中身も、四〇年後に直面している困難もそれぞれに異なるはずである。これらのことを欠いた場合、被爆者の「高齢化」問題はたんなる保健・福祉サービス上の問題に帰着してしまうことになる。ここに、この調査を通じて、今後の被爆者対策にかんする方向づけがなされていたとみなすことができよう。<sup>(4)</sup>

以上のように、被爆者運動が『被爆四〇周年に援護法を』という願いを実現しようとするには、これらの点を事実で以て争うことを避けて通ることはできなかった。事実によって争うというのは、「受忍」できないもの<sup>(5)</sup>《思い出したくないもの》を明らかにするということであり、「高齢化」という閉じられた枠（フィルター）を外して、被爆者の《人間的苦しみ》のなかに分け入ることである。そのような調査は、被爆者が被爆者によびかけ、それに応えるということがあってはじめて実現しうる。被団協の独自調査の構想は、こうした調査の争点の成立を背景に、めばえていったのである。

(1) 文中にある「基本要要求」とは、『原爆被害者の基本要要求——ふたたび被爆者をつくらないために』のこと。この文書は、『原爆被害者対策基本問題懇談会が、核戦争被害をも含めて戦争犠牲の「受忍」を国民に強い、「原爆被害者援護法」の制定を拒否した「意見」に対する批判を踏まえ、被爆者の基本的なねがいと、その実現の方向を明らかにするために策定』されたものである（発表にあたってより）。これにかんする研究上の位置づけについては、拙稿「原爆被害者の基本要要求と研究者の役割」（『日本の科学者』一九八五年六月号、三一—六頁）を参照されたい。

(2) 基本懇意見の問題点の詳細は、拙稿「戦後史の分水嶺——被爆者対策懇意見書に問う」（『歴史学研究』一九八一年五月号、三六—四二頁）を参照されたい。

(3) 厚生省調査は、昭和四〇年度・五〇年度ともに、全数調査（基本調査）——抽出調査（健康調査Ⅱ四〇年のみ、生活調査Ⅱ四〇年・五〇年）——事例調査というスタイルで実施されたが、六〇年調査では抽出・事例調査がなくなり全数調査に一本化された。そのうち、質問二「被爆者であることから、現在苦労していたり、心配していることはどんなことですか」は、厚生省の専門委員会で私が出した〈不安〉にかんする設問案がもとになっている。私の案は、中国新聞「被爆者の生活と意識調査」（一九八四年七月五日づけ）の質問項目「現在、被爆者であるために心配なことがありますか」を参考にしたものであった。選択肢は「1. 自分の健康、2 働く仕事がないこと、3. 経済上の困窮、4. 老後の生活、5. 被爆した肉親の健康、6 肉親の日常の世話、7 子供や孫の健康、8. 子供や孫の将来、9. その他」であるが、2と6は私案になかったものである。

(4) 厚生省調査の専門委員会で私が提案したものに、もう一つ、「〈原爆死〉の実相に関する事例調査（案）」がある。この事例調査は、厚生省調査の別表に記載される死没者のデータがおもに原爆死没者の数の把握とその属性にかんする定量的な把握にいかされるものであるとすれば、むしろその〈死〉の実態およびその〈死〉によって生き残った者がこうむった苦しみを質的に把握しようとしたものである。もしこの提案が実現すれば、『健康や生活、家族がどのように破壊されたか』という点にせまられたのであるが採用されなかった。調査票の【自由記載欄一】「原爆によってお亡くなりになったあなたの家族の思い出で印象深く残っていることがありましたらお書きください。（例えば原爆でお亡くなりになったときの状態等）」の結果に注目

したい。

(5) 「高齢化」という視点の問題点については、日本被団協『被爆者は原爆を「受忍」しない』の第一部IVで、厚生省六〇年調査の結果にもとづき詳細な検討を行った。

### 三 礎としての調査仮説

さて、調査要綱の四項にさだめられた「調査事項」は別表1(稿末に掲載)のとおりであるが、第二部でふれる調査票の構成を理解するには、まえもって要綱の基礎にある仮説について説明しておく必要がある。後述するように、調査票づくりの中心になったのは、岩佐幹三氏(日本被団協死没者・遺族調査対策特別委員会副委員長)、石田忠氏および私の三人であったが、われわれの作業の基礎には、それ以前に行われたいくつかの調査にもとづく仮説があった。その調査とは、日本被団協が実施した①「被爆者の要求調査」と②「死没者・遺族調査」であり、また私が行ってきた③NGO一般調査の自由記述式質問に対する回答(ことば)を整理分類するためのアフター・コードづくりと、④長崎原爆青年乙女の会の会員を対象とする生活史調査(一九八〇年)、および⑤石田忠をリーダーとする(原爆被害の全体像)研究(一橋大学社会調査室の生活史調査プロジェクト)である。

まず、日本被団協の二つの調査の報告書から導かれる調査仮説について説明しよう。独自調査を準備するものが被団協のなかになければ、「原爆被害者調査」はそもそも成立しえなかったからである。<sup>(1)</sup>

#### 1 被爆者要求調査報告書『いま、被爆者が願っていること』の構成

この調査(一九八三年一月～八四年六月実施)は、「被爆後今日まで最も悲しかったこと、苦しかったこと、そしていま一番悩んでいること」や「原爆被害者としてまたは原爆死没者の遺族として許せないこと」など六項目につ

いて、回答者が自由に記入する形式で行われた。報告書（八四年八月）は、調査のなかにあらわれた被爆者の苦しみを、つぎのような柱を立ててまとめている（点線で結んだへは私が整理した被害要因）。

一 原爆の生み出した「地獄」

- 1. おびただしい死のむごさ……………〈人間の死とはいえぬ無残な死〉
- 2. 家族や親しい人々の死……………〈死の恐怖〉・〈失った悲しみ〉
- 3. 忘れられない死者たちの記憶……………〈罪意識〉

二 不安と苦しみにみちたその後の人生

- 1. 家族の死により狂わされた人生……………〈家族の破壊〉
- 2. 病氣と被爆者ゆえの不安を抱えて……………〈原爆症〉
- a. 病氣と健康についての不安……………〈原爆症の不安〉
  - b. 生活苦と老後の不安……………〈生活・老後の不安〉
  - c. 子供や孫の健康と遺伝についての不安……………〈遺伝の不安〉
- 3. 社会的差別や無理解のなかで……………〈差別・無理解〉
  - a. 家族生活への影響と家族の無理解……………ケロイドや障害による差別
  - b. 社会的な差別や無理解……………結婚上の差別／職業上の差別
  - c. 医療機関や行政の無理解……………世間の無理解
  - d. 国の無理解と施策のあり方……………被爆者であることの苦しさ

要求調査はもともと、「広島・長崎の原爆から三九年、被爆者の多くは年をとり、不安な老後を迎えている。被爆者の願いである国家補償の援護法は、未だ制定されず、その一方で諸手当受給へのしめつけや、老人保健法による一部負担、医療内容の制限など、現行の施策さえ切り下げられている。本調査は、こうした厳しい状況におかれている被爆者の実情となまの声を、中央・地方の被団協の組織活動と要求、政策づくりを生かしていくために、被爆者が今まで三九年间、どんなことに悩み苦しみながら生きてきたのか、また、現在、何を求め願っているのかを、簡潔に把握することを目的として実施」されたものであったが、その結果は、目的以上のものを産んだといっただけであらう。

すなわち、第一に、報告書の構成にみるように、〈死〉と〈生〉の二つの局面から、原爆が人間にもたらした「悩み苦しみ」の全体像を再構成し、原爆被害をとらえるうえで欠かすことのできない被害要因を析出したこと、そして第二に、そのことが《原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることと許しませんが、核兵器はもともと、「絶滅」だけを目的とした狂気の兵器です。人間として認めることのできない絶対悪の兵器なのです》という、『原爆被害者の基本要請』（一九八四年一月一八日採択）における〈原爆〉把握をうみだしたことである。

## 2 原爆死没者・遺族調査にもとづく〈原爆死〉にかんする仮説

日本被団協による原爆死没者・遺族調査は、要求調査よりはやく、「原爆死没者・遺族対策の前進のために」（一九八二年一〇月発表）という運動方針にもとづいて開始されたものである。この方針は「昭和六〇年国勢調査の付帯調査としての死没者調査および厚生省六〇年被爆者実態調査（含、死没者・遺族調査）を行わせる」とし、その趣旨についてつぎのように述べている。

《国が広島・長崎における核戦争の犠牲者に対し、自らの戦争責任を深く自覚して国家補償を行うことは、国民

に核戦争の犠牲を二度と「受忍」はさせないという国の立場を制度的に確立することになり、被爆国日本の政府として核兵器廃絶に向って世界各国政府の先頭に立つたための不可欠の前提を築くこととなります。》

これに明らかのように、被団協の運動の眼目は「核戦争の最大の犠牲者ともいうべき」死没者の調査に焦点をすえることによって、国の原爆被害「受忍」政策をあらためさせようとするものであった。この運動にあわせて実施された被団協の死没者・遺族調査は、国による死没者調査の実現にむけて世論を盛りあげるための《運動としての調査》という性格をつよく持っていたが、しかし「原爆死没者についての証言を掘りおこし、原爆による死がいかに人道に反する残虐なものであるか、また、遺族がどのような苦しみをなめさせられてきたかを明らかにする」という目的がしめすように、死没者調査がはたすべき課題については明確な認識が形成されていたのである。

『原爆死没者・遺族調査』報告書（概要）』（八五年四月）は調査結果にもとづき、〈原爆死〉の様相および遺族の苦しみについてつぎのような構成でまとめている。<sup>(2)</sup>

#### 〈原爆死の様相〉

- A. 〈直後死〉 (1) 爆死、即死、焼死 (2) 遺体も遺骨もない (3) 生前の面影をとどめぬ、誰が誰とも分からぬ死  
 (4) 骨と灰に (5) 人間でなくなった (6) 苦悶の死
- B. 〈直後死〉 (1) 火傷、原爆症、ガス（放射能） (2) 悶絶 (3) 枯死 (4) 突然の死
- C. 〈その後死〉 (1) 〈遅れた原爆死〉 (2) 衰弱死 (3) 被爆を境に身体が変わった (4) 毎日が病氣とのたたかい  
 (5) 〈不安〉と〈恐怖〉 (6) 生活苦・労苦 (7) すべてが空（家族の死がもたらす精神的衝撃） (8) 〈生きる意欲の喪失〉

遺族の苦しみ

- (1)癒されぬ残された者の思い (2)生きていてくれたら (3)共にした労苦 (4)いまなお歩まされる〈遅れた原爆死〉

これにもとづいた〈原爆死〉にかんする仮説は、以下の三点——すなわち、第一に、投下の日から今日まで、死者はまぎれもなく〈原爆死〉を遂げさせられたこと。第二に、その〈原爆死〉の体験が生き残った者の〈恐怖〉と〈不安〉、そして〈罪意識〉(こころの傷痕)の根源になっていること。第三に、戦後における死者の死とは〈遅れた原爆死〉であり、その過程を生き残った者はいまなお歩みつづけねばならないこと——である。

いわば、要求調査が生存者の目でみた〈原爆〉の姿を、この調査は死者の目からとらえたものであった。〈死者の視点〉でみるというのは、〈原爆〉がもたらした〈死〉と〈生〉(Ⅱ〈遅れた原爆死〉)を人間の死にかた(死なされかた)を通してとらえることである。その結果は原爆の反人間性をよりするとい迫真力をもって明らかにする。そのゆえに、結果をまとめる作業はきつく、恐ろしい。しかし、この恐怖はほんらい、原爆死没者とともに生きてきた生存者がいだきつづけているものなのであり、そうした〈死の恐怖〉や〈不安〉は生存者の〈原爆死〉体験にもとづいて解明していかなければならないのである。

3 『典型』における原爆体験の全体像

石田忠氏は、一九七五年の厚生省「原子爆弾被爆者実態調査・事例調査」にあたって、〈原爆被害の全体像〉にせまる「調査の構想」を立てた。この構想は七七年のNGOシンポジウムにおける生活史調査にうけつがれるが、そこには「『典型』における原爆体験の全体像」と名づけられた仮説(基本図式)があった。まず、A「『典型』において

は、〈原爆〉は、他の何にもまして、〈むごい死〉と〈むごい生〉として〈体験〉される」にはじまるこの仮説は、つづくB・C項でその主部にあたる〈むごい死〉、〈むごい生〉それぞれの表象の形成過程を提示したのち、つぎのような問いによって結ばれている。<sup>(3)</sup>

D　かくて生存被爆者は〈むごい死〉と〈むごい生〉——これら二つの表象に苦悩する。あの人たちは何故あのように〈むごい死〉を死ななければならなかったのか。そして生き残った者は何故このように〈むごい生〉を生きなければならぬのか。

この問いは、〈苦悩〉としての原爆体験の全体像を把握しようとするとき、そこに大きく二つの基本課題があることをしめす。〔第一課題〕は、原爆が人間にもたらした〈むごい死〉、すなわち人間の想像を絶した〈地獄〉を再構成することであり、〔第二課題〕は原爆が人間にもたらした〈むごい生〉、すなわち〈惨苦の生〉を再構成することである。

さきに述べた被団協の二つの調査は、これらの課題設定の確かさをあらためて検証するものとなった。つぎにかかげた仮説Bは、第一課題にかんする仮説である。

B　〈むごい死〉の表象の形成過程は以下のごとくである。

1　原爆の威力は人間存在それ自体の崩壊として現われる。人は自己保存の衝動によって支配される。〔社会性の崩壊〕

- 2 この場合、生存者には〔i〕人としてではない、〈モノとしての死〉の表象と、〔ii〕罪と恥の意識が残ることになる。
- 3 生存者は〈モノとしての死〉の表象にこだわり、その意味を追求する。そのような死に意味が与えられないかぎり、それは〈むごい死〉の表象となって生存者の内面に残りつづける。生存者の罪と恥の意識がこれを必至とする。

ここにある〈モノとしての死〉および〈罪意識〉という概念は、被爆者の〈苦悩としての原爆体験〉を理解するためにあつたのキー・ワードであると同時に、原爆が現出した〈地獄〉Ⅱ〈人の非人間化〉(極限状況)の全容を説明していくにあつた方法概念でもある。<sup>(4)</sup> つぎに、第二課題にかんする仮説Cをかかげる。

C 〈むごい生〉の表象の形成過程は以下のごとくである。

- 1 原爆の威力は生存者の〈生〉の破壊として現われる。〈生〉の諸条件の壊滅がすなわちこれである。
- 2 原爆は生存者から生の〔i〕肉体的条件ならびに〔ii〕社会的条件を奪い去る。
- 3 〈生〉の肉体的条件の喪失は原爆症に象徴される。それは〔i〕一方において労働能力の喪失・減退となり、〔ii〕他方においては「死の恐怖」となる。
- 4 〈生〉の社会的条件の喪失は〔i〕家屋、財産等生活手段の焼失・破損、ならびに〔ii〕〈家〉、〈職場〉、〈近隣〉さらには〈地域〉全体等、生存者がこれまでその中に生きてきた人間関係の崩壊から結果する。
- 5 〔3—i〕、〔4—i〕ならびに〔4—ii〕はすべて貧困化の要因としてはたらく。

6 政策的対応がないかぎりには、「(i) 原爆症と貧困は悪循環して惨苦の生活をもたらし、「(ii) 「自己責任に  
よらずして」余儀なくされる体験を不当とする意識が生まれる。

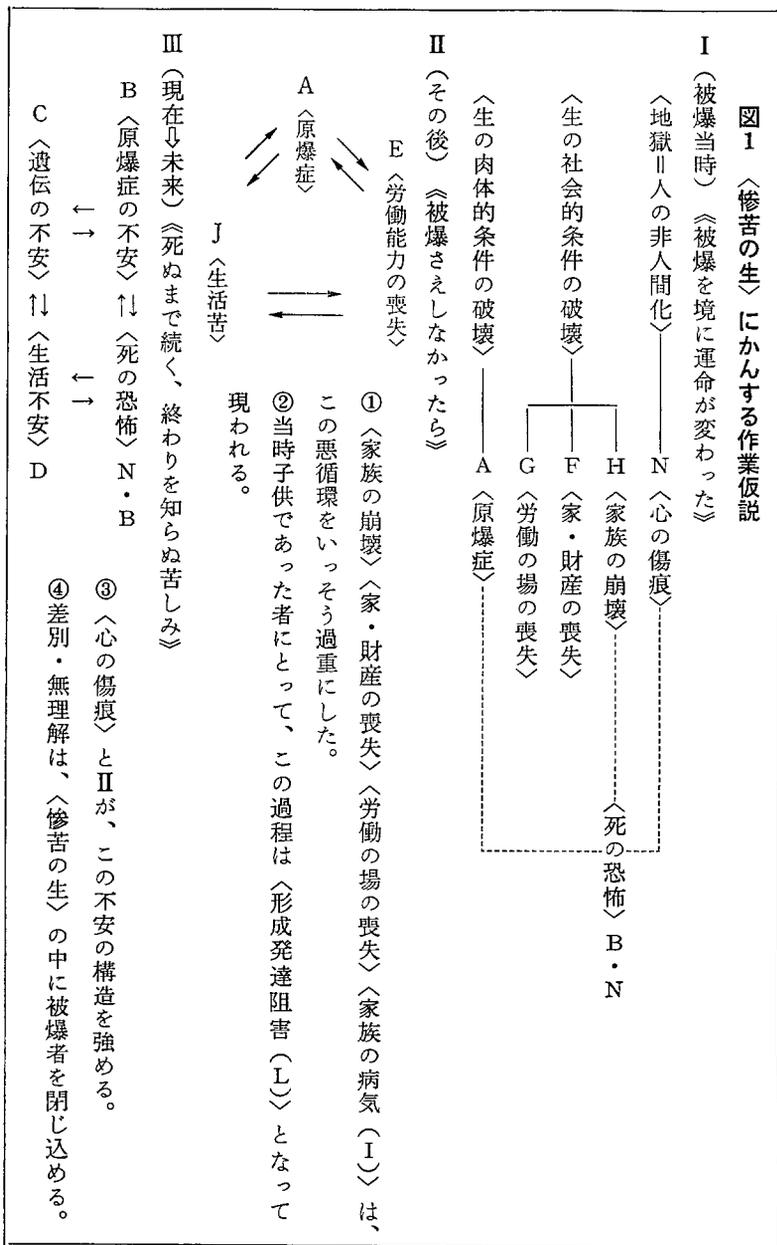
7 かかる生活に意味が認められない場合、生存者は「死の恐怖」によってうちのめされる。「死の恐怖」に  
おののきながら、何の意味を見出すことのできない惨苦の生活は、「むごい生」の表象となって生存者を苦  
悩させる。

#### 4 NGO一般調査にもとづく〈惨苦の生〉にかんする作業仮説

NGOシンポジウムの後、私は一般調査の自由回答を類型化する作業（「ことば」を整理分類するためのアフター・  
コードづくり）に研究の重点をおいたが、その主たるねらいは「第二課題」とかわる作業仮説（分析の枠組）を構  
築しようとするものであった。コードの概要は別表2として末尾にかけてあるが、そのコード表はとりわけ、調査  
票の各設問の選択肢をたてるうえで大きな役割を發揮した。<sup>(5)</sup>

このアフター・コードにもとづく〈惨苦の生〉にかんする作業仮説は、次頁の図1がしめすように（A、B、C等  
の記号は、別表2の分類記号）、《被爆者は、三つの局面にわたって人生の喪失を余儀なくされたのではないか》とい  
う考え方に立つてつくられている。被爆当時、その後、現在（未来）にわたる〈生〉の〈崩壊・喪失〉は、被爆者か  
ら生きている意味をうばい、〈生きる意欲〉を喪失させる。このように〈生きる意欲の喪失〉へと被爆者をおいこん  
でいく過程を明らかにすることは、原爆の反人間性を解明するキー・ポイントである。

そして、被爆当時の年齢を起点にすえ、人間としての形成・発達過程にそくして〈惨苦の生〉の意味を解明してい  
ければ、原爆の反人間性をより明瞭な姿で把握することができると考えられた。図1中の註②にある〈形成発達阻



書」という被害にきづかされたのは、長崎原爆青年乙女の会の会員に対する生活史調査においてである。当時一〇歳代で被爆した人びとを中心に、胎内にあったときから二〇代前半で被爆した青年乙女たちによって、一九五五年いらい連綿とつづいているこの会の歴史と、一人ひとりの会員たちの四〇年間の生活史は、幼児期、少年期、思春期、青年期のどの時期に被爆したかによって、〈惨苦の生〉はそれぞれ異なったあらわれ方をすることをしめしていた。いわば、原爆の反人間性をおさえていくうえでの年齢仮説といふべきものを教わったのである。<sup>(6)</sup>

また、被爆者を苦しめている特有の問題、すなわち〈不安〉の問題に着目し、それを構造的に解明するという課題を自覚したのは、こうした枠組づくりをつうじてであった。

以上に紹介したさまざまな仮説は、そのあらわれ方や力点のおき方が異なっているけれども、原爆をもたらしした〈死〉と〈生〉の両局面を統合的に把握することによって、〈苦悩〉としての原爆体験の全体像にせまれている点では共通の視座にたっている。「原爆被害者調査」の構想は、これらの先行調査によってその礎があたえられていたのであり、この調査はそうした仮説をより大規模なかたちで検証する調査であったとみることもできる。

(1) 独自調査を準備したものに、もうひとつ、「被爆者援護法の制定を要求する国民法廷」(一九八一年五月)がある。この運動は、基本懇意見以後、最初の反「受忍」のたたかいであり、《原爆の非人道性と国の戦争責任を問い、被爆体験を語り受け継ぎ、核兵器のない世界をつくろう》とする多面的で持続的なとりくみであった。

(2) この調査表は、死没者の氏名、性別、生年月日、死没年月日(死没年齢)、死因、被爆の場所、被爆時の住所と職業、死没時住所、死没場所や被爆当時の家族構成、遺族の現在の家族構成等を記入する欄および、「死没者の死の状態・戦後史」と「遺族の戦後史」にかんする自由記載欄からなっている。後者の事項は、①死亡したときの状態、②被爆後の健康状態(病歴)、③被爆後苦しんでいたこと、④生前訴えていたこと、⑤遺族として苦しんだこと、⑥現在の遺族の要求である。この調査の報告書は全部で三つあり、最初の「中間報告」(一九八四年六月)は岩佐幹三氏によってまとめられた。その後の「中間報告・そ

の2」（同一一月）と「報告書（概要）」は岩佐氏と私の共同作業による。この調査とのかかわりは八四年の春、東友会からの依頼で都内の調査結果をまとめたこと（同年七月、「中間報告」の形で慰霊祭で発表）にはじまるが、私にとって、死没者のデータの集計にとりくんだ初めての経験であった。

(3) この調査仮説の形成・展開過程の詳細は、石田忠『原爆体験の思想化―反原爆論集Ⅰ―』および『原爆被害者援護法―同Ⅱ―』（未來社、一九八六年）を参照されたい。

(4) 関千枝子『広島第二県女二年西組』（筑摩書房、一九八五年）は、原爆で死んだ一三歳の級友たちの遺族を訪ね歩いた記録である。著者は、「学校を休んで助かった、というの私の負い目であった。ほかの、私と同じ立場の人の気持ちもわかる。だから、私は、誰にも、どうして……と聞いたことはなかった」と語る。級友の遺族（親・きょうだい）たちも、「肉塊が落ちたことで、手もふれられなかった後悔」、「娘が息をひきとる瞬間に居あわせなかった悔恨」、「助けたい一心で、妹に水を絶対にやらなかった深い心の傷」をいだいており、遺族はその「たえ難い、むごい死にざま、悲惨な死に方」を「いっさい思い出さんように」していた。その胸のうちに、著者は「せめてくわしい様子が知りたいという親の心」、「ひとの話聞けば、自分の子の足どりのわからないところも推量できるかもしれないという強い思い」があることを知る。また、林京子『道』（文芸春秋、一九八五年）は、「死を確かめることは、三先生が生きていた証にもなる。それが生き残った私に課せられた師への供養に思える。先生のためばかりではない。私も、もう身軽になりたい。確かめた死の一つ一つを、私の八月九日から剝ぎとって、あの日から抜け出したい」と記している。この二つの作品は、「生存者が何故に死者の〈死〉の真相にこだわりの意味を追求するのか」をわれわれに教えている。「私は「死者」へ「生き残った者」の視点」と題する報告（社会調査室研究会、一九八五年六月末）のなかで両作品の内容分析を行った。

(5) NGO一般調査の自由記述式質問とは、問七「(1)その後、医者にかかったことがありますか。いつごろ、どんな病気になりましたか。(2)病気をしたために、生活にどのような影響がありましたか」、問一五「被爆したことによって、その後の生活が不利になったと思いますか。具体的にどのような点が不利になりましたか」、および問一六「今、被爆者として、一番訴えたいこと、困っていることは何ですか」の三つである。アフター・コードはおもに長崎、神奈川、宮城県に在住する被爆者の回

答をもとに作成されたが、コード化の目的は「ことば」の分析をとおして、原爆が人間にもたらした被害・苦悩を把握するための枠組(仮説)をもつことにあった。《一般調査には仮説がない》という的確な批判をうけていたからである。

(6) 長崎原爆青年乙女の会にかんする調査の枠組については、拙稿「社会調査における〈人間の視点〉」(伊藤高弘編『スポーツ運動の課題——現代日本の探求の道』星林社、一五八―七四頁、一九八三年)(3)に、その概要を記している。

#### 四 バイロット・サーヴェイ

第三〇回総会のあと、独自調査の検討に着手したのは、死没者・遺族調査対策特別委員会(一九八二年一〇月発足、委員長・故千田数雄氏)一九八五年一月九日に死去)であった(同八五年六月二四日)。その内容は、岩佐氏により「日本被団協調査について」という提案にまとめられ、つづく代表理事会(同年七月六―七日)は独自調査の具体化をはかるため、原爆被害調査特別委員会(委員長・伊東壮代表委員)の設置を決定。その後、この特別委員会の内部に企画部会(部会長・岩佐氏)と推進部会(部会長・田中熙巳事務局長)当時)が設けられることになり、専門委員会から石田忠氏と私が企画部会にくわわった。

「原爆被害者調査」の調査票の作成過程は大きくわけて、要綱(調査の事項)↓原案↓改訂案↓成案という四つの段階をたどっている。調査項目の内容に入るまえに、調査委員会(企画部会)における調査票の作成作業のあらましを述べておこう。

八月二七日 第一回委員会。①調査要綱案(田中氏)、②調査項目案(岩佐氏)をもとに、独自調査の要綱を検討・作成。参考資料として、③厚生省六〇年調査の実施要領、④朝日新聞・中国新聞・NHKの各世論調査の質問項目などが配布された。私は、⑤NGO一般調査の記述回答にかんするアフター・コ

ドを「被爆者要求調査」および「死没者・遺族調査」の被害把握と対照した資料を提出。要綱にもとづく調査票案の作成を岩佐および浜谷が担当することに決定（～二九日）

九月 六日 両者の案、および石田忠「調査企画メモ」について検討（～七日）

同 八日 全国代表者会議に調査票の原案を提案し、参加者がその場で記入・検討

同 一五日 九州ブロック講習会（長崎）で、同案について参加者が記入・検討

同 二四日 広島で説明会

同 二五日 右記の三会場等で与えられた意見および調査票の記入状況と集計結果をふまえて、改訂方針を討議。

「調査推進の手引き」検討（～二六日）

一〇月五日 関東甲信越ブロック講習会（新潟）で、改訂案に参加者が記入・検討

同 一〇日 新潟での結果と意見をふまえ、改訂案の修正にむけて検討（～一日）

同 一八日 岩佐・浜谷で最終案をつめる。調査協力の「お願い」作成（～一九日）

一〇月下旬 調査票の印刷校正、非被爆遺族用調査票・「調査の手引き」の作成

この経過がしめすように、調査票づくりは、被爆者と企画部会とのあいだの往復運動というかたちをとって進行的な。代表者会議では三二人（有効票三〇）、長崎の講習会では二四人（同上二三）、新潟の講習会では三二人（同三二）の被爆者が説明をききながら、その場で調査票（原案または改訂案）に記入し、意見をだし、感想を述べた。これらは調査票の成案化をすすめるうえで、かつこうのパイロット・サーヴェイの場となり、調査票の内容をゆたかにした。このほか、広島での説明会参加者や被団協事務局、および高橋眞司氏（長崎「原爆問題」研究普及協議会・調査部会）など個人からも、調査票に対する貴重な意見が寄せられた。

企画部会では、これらの意見やパイロット・サーヴェイの結果を整理し、個々の設問と設問間の関連・流れについて、調査票の枠組そのものにたちかえりながら、案の見直しをすすめていった。この間、私は随所で岩佐、石田両氏と協議しながら、(1)各所・各人から出された意見やデータをまとめて企画部会での検討のための資料を作成し(「調査票の構成および設計にかかわる意見と問題」、「へ生きる意欲の喪失」にかんするクロス集計結果」など)、(2)調査票の枠組にかんする考え方を整理し(要綱↓原案↓改訂案の対照表や、「検証の枠組・構造について」、「対象を選ぶ目安」など)、(3)部会での検討結果をうけて調査票の改訂にとりくむという作業をくりかえした。

こうして、八月末以来、およそ二カ月をかけて調査票(被爆者および被爆遺族用)が完成した。「非被爆遺族」(自身は被爆していないが被爆者の遺族である人)むけの調査票や、「調査のお願い」「調査の手引き」など、必要な材料がすべてととのって調査がスタートしたのは、要綱段階での目算より一カ月おくれた十一月一日であった。

## 第二部 原爆被害者調査の構想

### —〈死〉と〈生〉の全体像—

調査票は、それ自体、ひとつの作品である。作者(調査者)の問題をとらえる視点と枠組は、設問化された調査事項、およびそれらの配置と流れのなかに表現される。まずおおまかな構成をしめすと、「原爆被害者調査」の調査票は、七つの柱からなっている。

#### I 被爆当時の健康被害

#### II 被爆当時の体験と家族の被害<sup>1</sup>

III その後の健康と生活への影響

IV 家族の被害2：昭和二一年以降の死没者

V 現在の健康と生活の状態

VI 被爆者としての苦しみと生き方

VII 核兵器の廃絶と援護法の制定

これら七つの柱にそって、あらかじめ、原爆が人間にもたらした〈死〉と〈生〉を統合する構図(稗組)をまとめておくと、つぎのようになる。

〔一〕まず被爆当時において、生き残った者がこうむった健康上の被害(Ⅰ)とともに、〈地獄〉のなかでの体験と家族の〈原爆死〉体験(Ⅱ)をおさえる。

〔二〕つづいて、〈健康の破壊〉、〈家族の破壊〉、〈死の恐怖〉および〈不安〉が生き残った者の〈生〉にもたらした苦悩(Ⅱ)〈惨苦の生〉をおさえる(ⅢとⅤ)。

〔三〕これら生存者と同様、〈惨苦の生〉を歩まされながら亡くなっていった〈その後死者〉の死の状況と【亡くなるまでの苦しみ】(Ⅱ)〈遅れた原爆死〉をおさえる(Ⅳ)。

〔四〕当時から、その後、現在にわたる個々諸々の原爆被害の重さ(つらさ)をはかり、それらの苦しみが人びとをへ生きる意欲の喪失へ追いこんだことをおさえる(Ⅴ)。

〔五〕そうした〈不安と苦しみに満ちた人生〉に抗いながら生きぬいてきた被爆者の〈生きる支え〉と、原爆犠牲の「受忍」論に対する態度をおさえる(ⅥとⅦ)。

けれども、われわれは最初から、このような構図を描いていたわけではなかった。表1がしめすように、調査票は

表1 調査票各案の質問項目別対比 (「原爆被害者調査」)

調査票3 (成案)	調査票2 (改訂案)	調査票1 (原案)	調査要綱			
Q1. 被爆状況・距離 Q2. 外火傷の状況* Q3. 急性症状の状況*	Q1. ○ Q2. ○ Q3. ○	Q1. ○ Q2. ○ Q3. ○	I-7 II-1 II-2			
Q4. 【忘れられぬ・恐ろしく・心残りなこと】 Q5-1. 家族の被爆の有無 SQ 単身被爆の理由 Q5-2. 20年内死者の状況 【死亡の状況】 【悲しみ・思い】	Q5. 【忘れられぬ・心残りなこと】 Q4-1. ○ (F.S.当時の職業・身分) Q4-2. ○ ○ ○ ×	Q5. 【忘れられぬこと】 Q4-1. 家族の被爆形態 (F.S.当時の身分) Q4-2. 被爆死者の有無 別表QA, QB ○ ×	II-3 II-4 IV-1 ~ 4, 6			
Q6-1 入通院の頻度 Q6-2 ぶらぶら病* Q6-3 健康喪失感【*理由】 Q6-4. 死の恐怖* Q7. 被爆後の生活苦 SQ 被爆のためか、原因 Q8. 学校・進学 of 悩み* Q9. 就職・仕事の悩み* Q10. 結婚の悩み* Q11. 家庭生活の悩み* Q12. 子育ての悩み*	Q6-1. 長期入院の状況 Q6-2. ○ Q6-3. ○ (理由欄×) ×	Q7-2. 手術・長期入院状況 Q7-3. ○ ×	III-2 III-2 III-2 III-3 III-3 III-4 III-4 III-3 V-1			
Q9. 学校・進学 of 悩み* Q10. 結婚の悩み* Q11. 家庭生活の悩み* Q12. 子育ての悩み*	Q8. 被爆による生活苦 SQ 原因、時期 Q9. ○ Q10. ○ Q11. ○ Q12. 家庭生活・子育ての悩み SQ 子供の状態	Q8-1. 被爆による生活苦 Q8-2. その時期と原因 Q9. <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>学業</td></tr><tr><td>就職</td></tr><tr><td>結婚</td></tr></table> の悩み Q8-3. 発病に伴う諸問題 Q12. SQ子供への不安の理由	学業	就職	結婚	III-2 III-2 III-3 III-4 III-4 III-3 V-1
学業						
就職						
結婚						
Q13. 21年以降死者の状況 【死亡までの苦しみ】 【悲しみ・思い】	Q7. ○ ○ ×	Q4-2. 別表QC ○ ×	IV-1 ~6			
Q14-1. 身体 of 具合 Q14-2. 入通院状況 Q14-3. 健康法 Q14-4. 最近1年の病気 Q14-5. 体調と原爆との関係 Q15-1. 収入源 SQ 老後の見通し Q15-2. 同居の状況* Q16. 手当の支給状況* Q17. 不安の状況*	Q13-1. 現在の健康状態 Q13-2. ○ ×	Q13-1. 現在の健康状態 Q13-2. ○ ×	V-2 V-2 V-2 V-3 V-1 V-1			
Q14-4. 最近1年の病気 Q14-5. 体調と原爆との関係 Q15-1. 収入源 SQ 老後の見通し Q15-2. 同居の状況* Q16. 手当の支給状況* Q17. 不安の状況*	Q13-3. ○ Q13-4. ○ Q14-1. ○ Q14-2. ○ Q14-3. ○ Q15. ○ Q16. ○	(Q7-1. 10年間の罹病状況) Q14. ○ Q11-1. ○ Q11-2. × Q10. ○ Q12. ○	V-2 V-3 V-1 V-1 III-5 V-1			
Q18. つらかったこと Q19. 生きる意欲の喪失* SQ どうのりこえたか Q20. 生きる支え Q21. 体験を語った経験 SQ 発表の形 話せぬ理由	Q17. ○ Q18. ○ ×	Q6. 苦しんだこと Q15. ○ ×	III-1 VI-1 VI-3 VII-4 VI-2			
Q20. 生きる支え Q21. 体験を語った経験 SQ 発表の形 話せぬ理由	Q19. ○ Q20-2. 体験を語った経験 SQ 発表の形 話せぬ理由 [Q20-1. まだ話せない人]	Q18. 人に体験を語ったか [Q17 家族に話しているか]	VI-3 VII-4 VI-2			
Q22. 原爆使用への態度 Q23. 核兵器再使用の不安 Q24. 体験を話すことと平和 Q25-1. 「基本懇意見」 Q25-2. 「受忍」論への意見 Q26. 国の振興法制定責任 Q27. 援護法に求めるもの SQ 死者補償に求めるもの	Q21. ○ Q22. ○ Q23. 体験と平和 Q24-1. ○ Q24-2. 「受忍」できるか Q25. ○ Q26. ○ SQ ○	Q20. ○ Q19. ○ Q16. 体験と平和 ×	VII-3 VII-3 VII-3 VII-1 VII-1 VII-2 VII-2			
【被団協への意見、要望】 【被団協】、「基本要請」	○ ○	○ ○	VII-4 VII-4			

註: (1)×は、原案または改訂案の段階ではなかった設問。(2)○は成案と全く同じか、ほぼ同様の設問。  
 (3) [ ] は削除された設問。(4)\*は本問で有無を問い、補問で内容や理由を尋ねるもの。(5)【 】 は自由記述式設問。なお、調査要綱の【基本事項】は7以外省略してある。

成案化されるまでに、部分的な修正にとどまらない大きな構成上の変化をとげた。礎となる調査仮説に依拠しつつも、要綱でさだめた調査事項を具体的な設問と選択肢におきかえるという作業は、けっして容易ではなかった。作成過程における質問項目のくみかえ・位置の変更・修正・削除・追加など、さまざまな試行錯誤をしながら、われわれは、あらためて原爆被害に対する認識ととらえ方を深めていくことになった。したがって、ここでは調査票の形成過程にたちかえて、その構想・組立て(構造)・論理を説明していくことにしよう。なお、以下の叙述のなかで、たんに「調査票」というときはその成案を、また「要綱」というときは調査要綱における「調査の事項」(別表1)をさすものとする。

一 〈こころの傷痕〉と〈死の恐怖〉

被爆者は、あの日とその直後に、原爆が現出させた〈死〉の状況を《地獄》とよぶ。その体験は、あやうく死をまぬがれた人びとのこころを傷つけ、後々までさいなみつづけた。《地獄》とは、その意味で、いまなお人間のこころの中にある。

要綱はこの〈こころの傷痕〉について、「本人の見た当時の光景」および「当時の体験が残したこころの傷痕」(Ⅱ-3&4)という二つの項目をあてている。それにかんする設問は、成案化にいたるまでつぎのような過程をたどった。

原案では、(1)前者を「あの日のこと、今でも忘れられないこと(光景など)がありますか。どんなことですか」という自由記述式の設問(問五)とし、後者については(2)「被爆により苦しんできたこと」(問六)、および(3)「へきる意欲の喪失」(問一五)の答えの中に、それぞれ「あの日の体験がこころに深い傷痕を残した」、「あの日の体験に

「ころをさいなまれて」が設けられた。

忘れられないこと まず(1)の質問文は、改訂案、成案においてつぎのように変化した。

**改訂案(問五)** あの日のこと(直後を含む)で、今でも忘れられないこと(光景)や、心残りなことがありますか。それは、どんなことですか。

(例えば、①死んだ人たちの死に方や、生き残った人たちの苦しみの様子、またそれらを見て感じたこと〔恐怖感など〕、②水や助けを求める人びとに何もしてあげられず、心残りに思っていること、③肉親や友人・知人の死に目に会えなかったりしたことなど、なるべくその状況やあなたの思いが分かるように書いてください。)

**成案(問四)** あの日やその直後のことで、今でも忘れられないこと、恐ろしく思っていること、心残りなものと、などがありますか。あるとすればどんなことですか。例を参考に、なるべくその状況や、あなたの思いがわかるように書いてください。

◇例◇ ア. 人びとの死んでいる姿や、生きていた人たちの苦しみの様子、死んでいった人びとの死に方、/イ. それを見て、あなたが感じたこと/ウ. 水や助けを求める人びとに、何もしてあげることができず、心残りに思っていること、など。

このようにこの設問は、原案の「忘れられないこと」に、順を追って「心残りなこと」、「恐ろしく思っていること」がつけくわわり、また例示をおくことによって、漠然とした問いかけから、より限定的で明瞭なものになっていくが、その背景には、この問いの性格と自由記述という方法をめぐる問題があった。

要綱から原案にいたる過程で作成された、石田忠氏の「調査企画メモ」はこの調査の限界にふれて、「原爆投下によって生まれた状況が人間にとって何であったか、その下において人はよく人間でありつづけ得るようなものであったかどうか、即ち人の非人間化といった現象が生まれなかったかどうかは、自計方式の調査にはなじまない問題である」と指摘していた。しかし、パイロット・サーヴェイの場で原案問五に書かれた内容を読んでもみると、記入のスペースが狭く時間もさほどなかったにもかかわらず、①数人のひとが《水をくれの声にも答えられずに自分の苦しみの中で人間として行動できず……その心の痛みが忘れられませんか》など、いわゆる《罪意識》にかかわる苦悩について言及しており、また②《尖光劇しく熱風と共に工場が倒壊し、精神的不安が以後残った》や《三人とも三週間以内に死亡。その時、むごい死者、傷者を見た時とは違う、理由のわからぬ恐怖を感じたが、それが今、世界を破壊の危機におとしられている核戦争の現実となった》など、いくつかの回答は《地獄》―《死の恐怖》―《不安》―《核戦争の不安》が相互にむすびついていることを教えていた。

したがって、この設問にかんして検討すべきは、この調査の固有の限界を踏まえたうえで、どうしてもとらえておかななくてはならないものを明確にし、それらを得ることができるよう質問法を工夫することであった。「心残りのこと」「恐ろしく思っていること」をつけくわえ、例示を設けたのはそのためである。さらに、二つの改善が加えられた。

こころの傷痕 一つは、(2)の《こころの傷痕》の中身をできるだけ正確にとらえることである。原案の「苦しんだこと」は成案において問一八「つらかったこと」に変わった(後述四参照)が、その設問で「あの日のできごとが深くこころの傷痕になって残ったこと」を選んだ人は、どのような意味でその答えを選んだのであろうか。問一八で選択したときの「こころの傷痕」の内容と、「忘れられないこと……」(成案問四)で記入されたものとは同じなのであ

ろうか。それを確かめるため、「こころの傷痕」と答えた人には、「その『こころの傷痕』にあたるのは、問四に書いていただいたことですか。その中の、どれのことですか。また、それだけではいい尽くしていない何かがありましたら、教えてください」という補問（自由記述式）をつけることにした。

**死の恐怖** もう一つは、パイロット・サーヴェイの結果②を踏まえ、〈死の恐怖〉にかんする設問（成案問六一四）をあらたに立てたことである。被爆者にみられる〈死の恐怖〉とはどういうものであり、それは〈地獄〉の体験や〈原爆症の不安〉、〈核戦争の不安〉などと、どのようにかかわっているのか。設問は「これまで、発病したり、被爆者で死んだ人たちのことを見たり聞いたりしたとき、死の恐怖を感じたことがありますか」としたうえで、「ある」と答えた人に「それを感じたのはどんなときですか」とたずねている。あらかじめコード化された選択肢はつぎのとおりである。

イ．病氣したり、身体の具合が悪くなったとき／ロ．身内や回りの被爆者の死（死に方）を見聞きしたとき／ハ．被爆当時の、人びとの死のありさまを思い出したとき／ニ．被爆後に生まれた子供の身体のことになったとき／ホ．新聞やテレビなどで、原爆や核兵器のことを見聞きしたとき／ヘ．その他

## 二 〈原爆死〉

《地獄》とは、無数の見知らぬ人びとの〈死〉との遭遇であったと同時に、生存者の家族・身内、知人・友人の〈死〉との遭遇でもあった。〈原爆〉は、生き残った者の命をもうばい、脅かしつづけた。〈原爆死〉とは、人間にとってい

かなる死であったのか。これを解明すること、そしてそれが遺族にのこした苦悩をとらえることは、この調査のもっとも重要な課題である。そこでわれわれは、当時の家族の中に本人以外にも被爆し死没した者がいるかどうかを確かめ、原爆死没家族の〈死〉の状況をおさえることによって、〈原爆死〉の実相にせまろうとした（成案問五&問一三）。

家族の被爆の有無 この設問の原案（問四―一）は、「家族全員が被爆した」「複数以上が被爆した」「単身で被爆した」というように、家族の被爆形態をたずねていた。しかし、パイロット・サーヴェイの結果をみると、①この質問形式では、回答者が求められている基準（全員被爆か否か）にそって判断しなければならぬこと、②「単身」という言葉の意味が誤解されやすい（「家族の中に被爆した者はいが私は一人離れて被爆した」ことがわかった。そこで改訂案以降は、(1)本問の内容を「いる」「いない」にあらためた。そして(2)改訂案では、なお「全員が被爆したかどうか」が「いる」と答えた人に対する補足事項としてのこされていたが、これも成案（問五―一）では当時の家族員数と被爆者数を記入する方式にあらためられた。<sup>(1)</sup>

なお、この問いで「いない」と答えた人には、「一人で被爆したのはどうしてですか」という補問を設けて、召集や徴用、動員、疎開、捜索など被爆の事情をたずねている。これは、原案と改訂案の一般事項にあった「被爆当時の身分・職業」にかんする項目を省略するかわりに、変形して挿入したものである。

〈原爆死〉の様相 要綱Vにもとづく死没者にかんする設問は、原案では問四―二（被爆死者の有無）で「いる」と答えた人に対する別表として、調査票の最後におかれていた。これは、必ずしもすべての被爆者の家族に原爆死没者がいるとはかぎらないため回答者の全部に該当することがらでないことや、死者一人一人について多くの記入事項があることを考慮すると、途中にさしはさめば回答の流れを止めてしまう恐れがあったからである。

しかし、そこにはもっと根本的な問題が二つあった。ひとつは、別表にあげた質問事項によって、本当に「原爆死」の実相を把握することができるのか、という点であり、もうひとつは別表という形式をとった場合、原爆死没者の「死」の状況と生存者・遺族の苦悩とを関連させてとらえようとするこの調査の意図を実現できるのか、という点であった。改訂作業は、これら二つの問題点の克服をめざしてすすめられた。原案の別表【原爆死没者の状況】は、つぎのような形式と記入事項からなっていた。

【問A】被爆（投下）当日の死者

・ 続柄、生年月日（死亡年齢）、死亡の原因、遗体確認の有無〔表〕

・ 【死亡の状態】〔自由記述〕

【問B】被爆（投下）の翌日から昭和二〇年末までの死者

・ 続柄、死亡月日（死亡年齢）、生年月日、死亡の原因〔表〕

・ 【死亡の状態】〔自由記述〕

【問C】昭和二年以降の死者

・ 続柄、死亡年月日（死亡年齢）、生年月日、死亡の原因、原爆との関係〔表〕

・ 【亡くなるまでの苦しみと死亡の状況】〔自由記述〕

〔一〕まず、死者の時期別区分を原案の三区分から、昭和二〇年内の死者と二一年以降の死者の二区分にあらため、別表形式ではなく、設問中にくみ入れた。改訂案では、前者は問四―二、後者は問七にあったが、成案では、まず(1)

年内死者にかんする設問を「忘れられないこと……」と順序をいれかえて問五―二とし、この二つの質問を柱Ⅱとして位置づけるとともに、(2)改訂案で「生活苦」の前にあった二一年以降の死者にかんする設問を後にうつして問一三とし、Ⅳの柱として独立させた。

【二】この二つの設問はそれぞれ、①死没者の有無を確認する問いと②【死没者の状況】について記入する表、および③【死亡の状況】、【死者の死に対する悲しみや思い】(成案で挿入)にかんする自由記述式の問いからなり、②の【死没者の状況】欄の記入事項には「被爆の状況」がつけくわえられた。

問五―二の表【昭和二〇年内の原爆死没者の状況】のうち、「死亡の状況」と「遺体・死亡確認の状況」にかんする区分(ブリ・コード)はつぎのようになっている。

〔死亡の状況〕 戸外で爆死、建物内(下)で圧焼死、大けが、大やけど、急性原爆症、それ以外の病気、事故、自殺、その他、不明

〔遺体確認の状況〕 遺体で、遺骨で、行方不明

〔死亡確認の状況〕 死に目に遭えた、遭えない

また、問一三の表【昭和二一年以降の原爆死没者の状況】には、「死亡の原因」と「死亡と原爆との関係」について記入する欄があるが、後者は一人一人の死者について、回答者(遺族)がその死を原爆と関係があると考えているかどうか(あると思う、ないと思う、わからない)をたずねたものである。前者の欄に設けられた区分はつぎのとおりである。

〔死亡の原因〕被爆による火傷、被爆によるけが、病氣（その病名）、事故、自殺、その他、死因不明

各状況のこうした区分の仕方について、《当時の状況設定に余りにも机上の事務的な面があるので記入者がとまどうのではないか》という意見が出された。この点は私自身、被団協の「死没者・遺族調査」の結果を整理しながら感じていたことであった。原爆による死者の死にかたはそれこそ千差万別であって、下手に一定の型にはめこんでしまうと「原爆死」の実体を見失ってしまうことにもなりかねなかった。このことを認識しつつもあえて右記の区分を各欄にくみこんだのは、「原爆死」について統計的な解析を試みるには、それを可能にする指標をあらかじめ立てておく必要がある、それゆえすでに「死没者・遺族調査」の経験をとおしてその意味と限界がためされていく指標を修正して活用すれば、死没者の状況をおさえていくうえで最低限必要な指標とすることができるかと判断したからである。一人ひとりの死の細部にわたる様相は、むしろ【亡くなったときの状態】や【亡くなるまでの苦しみ】などの自由記述形式の質問でとらえるべきことであった。

〔三〕さらに【死者の死に対する悲しみや思い】を含めあわせて四つになった自由記述式の質問には、それぞれ記入にあたっての参考として、例示が設けられた。例示を挿入したのは、その質問の内容・意味が回答者にわかるようにしておかなければ、この調査で知りたいと考えたことが得られなくなってしまふからである。「知りたいこと」（仮説）とは、「死没者・遺族調査」の解析作業をとおしてある程度明確になっており、その成果をいかし検証していくことが肝要であった。つきにかかげた例示は、一死没者・遺族調査報告書の内容にもとづいて、この調査の問一八「つらかったこと」と問一九「生きる意欲の喪失」補問の選択肢（後述四参照）とも関連させながら作成したものである。さきに述べた「原爆死」にかんする三つの調査仮説がしめすように、原爆死没者の「亡くなるまでの苦しみ」

と、生き残った者の〈不安と苦しみに満ちた人生〉とは重なりあっているからである。

◆昭和二〇年内の死没者

【亡くなったときの状態】ア. 遺体も遺骨もなく／イ. 生前の面影もなく／ウ. 骨や灰になって／エ. 誰も助けにくる者がなく／オ. 火傷・けがに悶え苦しんで／カ. 身体が腐り、枯れるように／キ. ふっと、突然に

【死者に対する悲しみ・思い】ア. 死に方がむごすぎる／イ. もっと早く見つけてやっていたら／ウ. 何もしてやれなくて／エ. 自分のみ助かったことが悔やまれて／オ. 生きていてくれたら／カ. 子供を返せ、父を、母を、失った人を返せ

◆昭和二一年以降の死没者

【亡くなった状態・亡くなるまでの苦しみ】ア. 原爆で肉親を失った悲しみに生きる支えを失って／イ. けが・火傷の傷あとに苦しんで／ウ. 被爆を境に身体が弱くなって／エ. 病気との闘いの日々を送らされて／オ. ある日、急に、突然に／カ. 原爆症の不安・恐怖に怯えて／キ. 子供のことを心配して／ク. 思うように働けないことに苦しんで／ケ. 学業や就職、結婚・家庭など、夢や希望を奪われて／コ. あの日の体験に苦しめられて／サ. 隠そう、忘れようと苦しんで／シ. 早く死にたいと苦しんで／ス. 特に被爆のせいで苦しんだことはなかった  
【死者に対する悲しみ・思い】ア. 生きていてくれたら／イ. 自分（残る者）のために苦勞をなめて／ウ. 家族みんなが苦樂を共にして／エ. もっと援護対策が早ければ／オ. その死に方に恐怖や不安を抱いて

(一) この設問は本人以外の被爆家族の有無を確認するという点に内容がしぼられたとはいえ、それによって、原爆特有の困難

な事情を回避できたとはいえなかった。すなわち、原爆が投下されたのは戦時下であり、疎開、召集、動員など、当時の世帯構成は戦争によるさまざまな影響をうけて流動的であったこともあるが、それ以上に、原爆による広範で無差別な攻撃は、当人の直接の家族にとどまらず、実家や義理の家族にも及んだこと、被爆したのかどうかさえ分からないまま帰ってこない、おびたしい行方不明者があること、原爆放射能の影響は入市者など「直接被爆者」でなかった者にも及んでいるが、その範囲や境界を判断するのはむずかしい問題であることなど、こうした被爆の実情を考えると、当時の家族および被爆家族の範囲や人数について、(まして自計による調査で)正確な情報をえることは困難であった。げんに、本調査の記入状況を見ると、いちおう家族の範囲について「同居」「生計をともに」といった注記をつけたものの、家族員数と被爆者数については混乱が生じており、その欄は当時の家族の中に本人以外にも被爆した者があるかどうかを点検・確認する参考データとするにとどめざるをえなかった。と同時に、家族の範囲をせまく限定すると、実家の肉親等が排除されることになり、とらえられる死没者の範囲をせばめてしまうことが判明した。

(2) 調査票の問一三に記入された「ことば」の内容と例示をつきあわせた結果、『亡くなるまでの苦しみ』を類型化するうえで、この例示がそのまま分類項目として有効に使えることがわかった。ただし、「被爆後、生活が苦しくなって」と「医療の遅れ、原爆症に対する周囲の無理解に苦しんで」の二項目をつけくわえた。

この点を含め、「原爆被害者調査」が明らかにした〈原爆死〉の実相の詳細は『第二次報告』を参照されたい。なお、この調査でとらえることができた原爆死没者の数は、重複して記入された者を除いて、一万二千二百六人である。

### 三 〈惨苦の生〉

さて、調査仮説において、〈惨苦の生〉、あるいは〈不安と苦しみに満ちた人生〉と総称される、生き残った人びとのその後の〈生〉とは、実際どのようなものであったのであろうか。原爆は人びとに〈地獄の中の死〉をもたらしただけでなく、生き残った者の〈健康〉と〈家族〉を破壊した。〈健康の破壊〉と〈家族の破壊〉は、人間が生きてい

くうえでの肉体的条件と社会的条件をうばうものであり、人間としての「へ生の喪失」である。この調査票では、それにかかわる設問がⅠ、Ⅲ、Ⅴの各柱のなかに「当時」、「その後」、「現在」という生活史の時期別推移にそって配置された。

**健康の破壊** まず、「健康破壊」については、三つの時期ごとに、それぞれつぎのような設問がおかれている。

【当時】 けが・火傷の有無とその後の状態（問二）、急性症状の有無と症状（問三）

【その後】 被爆以後の入通院状況、「ぶらぶら病」症状（不定愁訴）、被爆による健康喪失感、「死の恐怖」（問六の一～四）

【現在】 身体の具合、入通院状況、健康法、最近一年間にかかった病気、体調と原爆との関係（問一四の一～五）、および特別措置法の手当受給状況（問一六）

調査票の柱Ⅰにある三つの設問でおさえられていること——被爆状況・被爆距離、被爆当時の外火傷および急性症状の状態——は、被爆者のその後の健康状態を原爆との関連で把握するうえで不可欠のことがらである。

ここでぶつかった最も大きな問題は、その後における健康破壊の事実をとらえるにはどんな指標をたてたらよいのかということであった。時間の幅が限られている「当時」や「現在」とちがって、「その後」は四〇年間という長く、変化のある状態をおさえなくてはならないからである。原案（問七）から成案（問六）にいたるまで、この項目（要綱Ⅲ―２）で問いのたて方が変わらなかったのは「ぶらぶら病」にかんする設問だけであった。入通院経験の有無ではかるのか、その期間や回数・頻度ではかるのか、手術の有無ではかるのか、病名や症状ではかるのか。あるいは意

識のレベルではかるのか。さまざまな質問が検討されたが、①質問事項はなるべく単純化する（パイロット・サーヴエィでの記入状況をみると、一つの質問の中に複数の指標を入れると複雑になって回答しづらい）、②内容によっては時期を限定したほうが明確にとらえられる（病名など）、そして③被爆者に特有な健康状態にしぼる、という方向で手直しされた。

その結果、その後の健康状態は、まず最初に(1)くりかえしあるいは長期にわたって入通院している被爆者の療養状態の特徴にかんがみ、その頻度をおさえ、つぎに(2)被爆者に特有な症状Ⅱ「ぶらぶら病」について聞き、そのうえで(3)被爆による健康の喪失感（「被爆したために健康状態が変わった（悪くなった）」と思うかどうか）をたずね、「変わった」とする人には補間に「変わったと思う症状や理由」（自由記述形式）を書いてもらうこととし、そして最後に(4)発病などしたときの〈死の恐怖〉にかんする設問が挿入された。

また現在の健康状態では、現在の体調や入通院状況、体調と原爆との関係意識にかんする設問に、最近一年間にかかった病気をくわえるとともに、あらたに「このごろ心がけている健康法」が設けられた。この健康法にかんする設問は、日本被団協中央相談所の相談活動とのかかわりで導入されたが、それは原爆によって破壊された健康をとりもどそうとする被爆者の工夫（たたかい）の一端をしめすものになる。

**生活苦** 〈健康の破壊〉は、〈家族の破壊〉とあいまって、被爆者のその後の〈生活〉に多大な影響と苦しみをもたらした。そしてそれは、被爆した本人のみならず、家族をもまきこんでいった。この事実に対応するのは、おもに調査票Ⅲの部分に配置された設問である。

まず要綱Ⅲ―3の「生活の苦しみ」について、原案（問八）はその中で「被爆したために生活が苦しくなったことがありますか」と問い、「ある」と答えた人にはその二で、時期（被爆直後か、昭和何年代か、現在か）をたずね、

生活苦になった時期ごとに、その原因を選択肢欄からえらんで記入してもらうという形式になっていた。しかし、八―二の回答方式は複雑なものであったため、パイロット・サーヴェイの記入状況をみると指示どおりに回答した者はきわめて少数であった。そこで改訂案では、時期と原因との関連づけにあえてこだわらず、それぞれ別個の補問（AⅡ原因、BⅡ時期）としてきり離してみたが、それでも書きにくさは変わらなかった。

その理由は、ひとつには、質問文中に「被爆したため」という限定をかけてあるが、現実の生活苦をもたらす要因はそれだけにとどまらないという点（例えば、「敗戦によるインフレ」など）であり、もうひとつは、時期を回答するには過去四〇年間をふりかえらなければならず、回答が容易でないという点である。こうした難点を克服するため、成案では、本問の質問の設定を「被爆した後」に修正して生活苦の原因については幅をもたせたうえで、これに「ある」と答えた人には「生活が苦しくなったのは被爆したためか」と問い直すことによって、被爆を原因としない（あるいはその関連が不確かな）生活苦を排除し（補問A）、原爆に起因すると被爆者が判断した生活苦（補問AⅡ「はい」）について、その詳細を問う（補問B）という形式にあらためられた。

学業・就職・結婚・家庭生活・子育て つぎに、成案問八―問一二についてみよう。これら五つの問いは、学校・進学↓就職・仕事↓結婚↓家庭生活↓子育てという配列順序がしめすように、人間の成長過程にそって被爆の影響をおさえようとしたものである。もちろん、これらは被爆当時の年齢によって直面する問題とそうでないものがあり、解析にあたっては年齢別の集計を重視してその意味を確かめなければならない設問である<sup>(1)</sup>。

しかし、これらの質問は最初から、こうした一連の設問になっていたわけではない。原案では、要綱をうけて、(1)Ⅲ―4「就職・結婚等への影響」は学業をくわえて「学業・就職・結婚の悩み」（問九）となり、(2)Ⅲ―3「生活の苦しみ」との関連で、「発病にともなう諸問題」（問八―三）のなかに家族および家庭生活にあたえた影響がとりあげ

表2 〈健康の破壊〉〈家族の破壊〉〈不安〉〈差別〉がもたらす苦悩の諸類型  
——問7~12各補問の選択肢（プリ・コード）——

〈健康の破壊〉

【生活苦】ニ. あなたが病気で収入が減ったり無くなったりした／ホ. 被爆した家族が病気（病死）して収入が減ったり無くなったりした／ヘ. あなたまたは被爆した家族が病気し医療費がかさんだ／ト. 被爆者であるがゆえに安定した仕事に就けなかった

【学業】イ. 被爆による体の障害や病気のため進学・進級が遅れたり諦めたりした／ハ. 他の子と同じように遊んだり運動したりできなかった／ニ. 資格や学歴を得ようとしても身体が続かなかった

【仕事】イ. 病気や障害のために望んだ仕事に就けなかった／ニ. 身体が悪く仕事に就けなかった／ホ. 就職はしたが人並みに仕事ができなかった／ヘ. 職を転々したり安定した仕事に就けなかった／ト. 無理して働いたため身体を一層悪くした／チ. 全く働けなくなり仕事をやめた

【結婚】ハ. 病気や健康が不安なため結婚することに悩んだ

【家庭】イ. 病弱なため家族に生計の苦勞をかけた／ロ. 病弱なため家事や身の回りのことができなくなった／ニ. 病弱や不安がもとで家庭に不和が起きた（離別を含む）

【育児】イ. 早産や流産、不正常分娩、不妊、生理・精子の異常があった／ニ. 戦後に生まれた（胎内被爆を除く）子供が病気がちだった／ホ. （同前）子供に障害があった／ヘ. （同前）子供が死亡した

〈家族の破壊〉

【生活苦】イ. 原爆で家族を失った／ロ. 原爆で家や貯えを失った／チ. 被爆が原因になって家族が離別した

【学業】ロ. 被爆によって家族が死んだり病気したため進学・進級が遅れたり諦めたりした

【結婚】ロ. 原爆で家族が死んだり病気したために婚期が遅れたり逃したりした

【家庭】イ. 病弱なため家族に生計の苦勞をかけた／ハ. 子供たちに親らしいことをしてやれなかった／ニ. 病弱や不安がもとで家庭に不和が起きた（離別を含む）／ホ. 被爆者であることを隠していたため家庭に不和が起きた（離別を含む）

【育児】ト. 被爆者の子だということが子供の結婚に当たって問題になった

〈不安〉

【結婚】ハ. 病気や健康が不安なため結婚することに悩んだ／ニ. 子供を産むことが不安で結婚することに悩んだ／ホ. 被爆者であるために結婚に踏み切れず諦めた\*

【家庭】ニ. 病弱や不安がもとで家庭に不和が起きた(離別を含む)\*

【育児】ロ. 子供を産むこと、生まれてくる子供のことが不安だった／ハ. 不安が強く子供を産むことができなかった／ト. 被爆者の子だということが子供の結婚に当たって問題になった\*

〈差別と防衛〉

【仕事】ロ. 就職のとき採用してもらえなかったりなど差別を受けた／ハ. 被爆したことを隠して就職した

【結婚】イ. 被爆者だということで結婚に反対された／ホ. 被爆者であるために結婚に踏み切れず諦めた\*／ヘ. 被爆したことを隠して結婚した

【家庭】ホ. 被爆者であることを隠していたため家庭に不和が起きた(離別を含む)\*

【育児】ト. 被爆者の子だということが子供の結婚に当たって問題になった\*

\*選択肢の内容により、複数の群にまたがっているものがある。

られ、また(3)V-1の補問「二世の障害・死亡の状態」は、「不安の有無・内容」で「子供や孫の健康・将来が不安だ」と答えた人に対する補問としてくみこまれていた(問一二)。

このように原案の段階では、五つの設問は未分離であったり相互に関連のない位置にあり、そのうち「発病にともなう諸問題」は問八のなかの他の設問(生活苦の有無・原因等)ともうまく噛み合っていないかった。こうした状況を設問の分離独立、相互の関連づけにむかってつき動かしていったのは、原案に対するパイロット・サーヴェイの結果であった。

第一に、① ≪二・三世にかんする部分はもっとわかりやすくすること≫、② ≪あなたの子が被爆者の子だということで結婚に反対されたことがありますか≫という質問を入れてほしい≫といった意見が出されただけでなく、③問九の「その他」の欄に、数人のひとが二世(子供)の健康、結婚、将来にかんする心配や悩みごとを書きいれ、④問一二の補問に

も、二世の障害、病氣、死亡にかんする具体例が数例記入されていたことである。第二には、被爆者本人のことについても、④問九や問六（苦しんだこと）のなかに、原案の選択肢では包摂できないような具体的な経験や苦悩が書きこまれていたことである。それらをくみこんでいくと、学業・就職・結婚などにかかわる悩みをものはや一つの質問で括っておくことはできなかった。そして案の定、⑤「発病にともなう諸問題」は、⑥問八の中でのつながりがついておらず、わかりにくい」という指摘がなされた。

これらの結果や意見に学んで、改訂案では(1)原案の問九を「学校・進学（遊び）」（問九）、「就職・仕事」（問一〇）、「結婚」（問一一）に分離独立するとともに、(2)「発病にともなう諸問題」のうち、「無理して働いたためさらに体を悪くした」という選択肢を問一〇に移行させて、とらえるべき問題を家族および家庭生活への影響にしぼり、また(3)被爆二世のおかれた具体的状況にかかわる問題は〈不安〉の設問から分離することにした。(2)と(3)は、改訂案では合体して「家庭生活・子育ての悩み」（問一二）となっていたが、これも成案では分離された。

年齢仮説の調査票における具体化は、以上のように、積極的に問題を明らかにしていこうとする被爆者の意思にながされるようにして進んだのである。これら五つの一連の設問と問七（生活苦）それぞれの補問の選択肢には、NGO一般調査のアフター・コードをもとに類型化された、〈健康の破壊〉、〈家族の破壊〉、〈不安〉そして〈差別〉にかかわるさまざまな苦しみがかみこまれたが、その詳細は表2にしめしたとおりである。

**不安** 〈不安〉は、被爆者特有の苦悩でありながら、これまで科学や行政が本格的にとりこんでこなかった問題である。この、他の戦争犠牲者にはみられない〈不安〉について、調査票はいくつかの角度から照明をあてている。

第一に、現在、被爆者が「被爆者であるために」いだいている〈不安〉をそれとしておさえることである。この設問（成案・一七）は、I～Vの流れの一番最後におかれた。この設問に「大いに不安がある」「少し不安がある」と

答えた人には、補問でその〈不安〉の中身を聞いているが、それはつぎのように組み立てられている。

イ・いつ発病するか分からないので不安だ／ロ・具合が悪くなると、被爆のせいでは……と気になる／ハ・一生治らないのでは、と不安になる／ニ・もし働けなくなったら……と不安になる／ホ・老後の生活が不安だ／ヘ・自分が死んだら……と、残る家族のことが心配だ／ト・被爆した肉親の、健康や将来のことが不安だ／チ・戦後生まれの（胎内被爆を除く）子供や孫の健康が不安だ／リ・戦後生まれの（胎内被爆を除く）子供や孫の将来のことが不安だ

このように問一七でとらえた〈被爆者であるための不安〉は、大別すると〈健康Ⅱ原爆症の不安〉、〈生活（老後）の不安〉、〈遺伝の不安〉の三つになる。これらの〈不安〉が、被爆者のいま現在の〈死〉と〈生〉をめぐる不安であるばかりか、未来の〈生〉に対する不安でもあることは、選択肢の内容に明らかであろう。被爆者が《生きている限りなくなることはない》とする〈不安〉は、なお自らの生の証しである子・孫の将来に対する不安となって、死後にのこるのである。

第二に、被爆者の高齢化が進行する今日、この不安はさらに強まっている。問一五の一「あなたの暮らしはどのような収入でまかなわれていますか」は、生活基盤の不安定さの進行とかかわり、問一五の二「同居者の有無」は、ひとり暮らしを含む、家族の喪失の危機の進行とかかわっている。前者には、本人の「仕事による収入」をあげた人について、「老後、働けなくなつて収入が得られなくなつたとき、どのように暮らしを立てていくつもりですか」という補問が設けられた（この設問は改訂案で問一四の三として挿入されたが、成案では高齢化にともなう労働能力の喪

失の危機とのかかわりを明確にするため、収入源にかんする問いの補問として位置づけられた。

第三に、〈不安〉もまた、〈惨苦の生〉を構成する重要な要素であることを明らかにすることである。被爆以後の生のなかにあらわれた〈不安〉の一端は、Ⅲの一連の設問、とくに結婚、家庭生活、子育てにかんする質問でおさえられている(表2参照)。原爆が被爆者の心のなかにうえつけた〈不安〉は、学業、就職や結婚、仕事や家事、家庭生活や子育てといった人間としてのごくあたりまえの生活を拘束し、呪縛してきた。生まれてくる子供のことが不安なために子供を産むことさえも断念させられるということは、〈原爆〉が人間性および人間の連続性を侵したことをしめすものにほかならない。このように〈不安〉は、被爆者の人間としての生きかたや人生までも左右したのであり、それは原爆がもたらした苦悩(被害)の一つとしてとらえられなければならないのである。

なお、〈惨苦の生〉にかんする仮説のところで記したように、被爆者に対する差別や偏見、無理解は、このような被爆者の〈不安〉をよりつよめるものとして働いた。この調査において、〈差別・偏見〉の問題を独立の質問として設けなかったのは、被爆者にとってはそれ自身、生きていくうえでの苦悩のひとつであり、〈不安〉の問題と密接にかかわって存在するものだからである。被差別経験の有無を直接たずねたとしても、そこでとらえられるのは、本人が差別としてうけとめた経験や事象だけに限られてしまう。少なくとも被爆者がそうした差別がひきおこされるまえに、「かくす」、「あるいは「あきらめる」(身を引く)などの行為をとることによって、自分と家族を差別から守ろうとしてきた事実を考えるならば、より全体的で関連しあう苦悩のなかに位置づけてとらえることが大切であった。

以上のように、〈不安〉は、〈原爆〉が生んだものである。この点は、被爆状況・被爆距離や急性症状の有無、その後・現在の健康状態との関連において明らかにされねばならない分析上の課題でもあるが、さらにそれは、〈不安〉と〈地獄〉体験、〈不安〉と〈原爆死〉体験、〈不安〉と〈死の恐怖〉、〈不安〉と〈生きる意欲の喪失〉、〈不安〉と

〈核戦争の不安〉といった関連のなかで深められなくてはならないことである。<sup>(2)</sup>

(1) 年齢仮説を検証するため、集計上、二つの分類——「a」五～一〇歳区分、「b」発達段階による区分（当時一九歳以下のみ）——を設定した。これらの分類による年齢別集計結果の解析作業は、今後に残されている（本稿執筆時）。

(2) ここにまとめた構想にもとづく〈不安〉の分析結果については、『第一次報告』および『被爆者は原爆を「受忍」しない』第二部を参照されたい。

#### 四 〈生きる意欲の喪失〉

これまでみてきた柱Ⅰ～Ⅴの設問は、この調査の二つの目的のうち、どちらかといえば《四〇年後のいまなおつづく被爆者・遺族の苦しみや不安を原爆被爆との関連で明らかにする》という第一の目的に沿ったものであるが、つづくⅥの設問は、《それらの被害がどれほど人間性に反するものであるかを明らかにする》という第二の目的に対応したものである。そこには、四つの設問がつぎのような順序でならんでいる。

【問一八】 被爆したために、つらかったこと（有無、その内容）

【問一九】 生きる意欲の喪失（有無、その理由、のりこえたとき支えになったもの）

【問二〇】 生きる支え・はりあい（有無、その内容）

【問二一】 体験の語り（有無、発表形態、話せない理由）

この部分の設問の構成の仕方は、〈原爆死〉にかんする設問の配置・位置づけ方の問題とともに、原案改訂作業の中心の問題であった。改訂案・成案の構成で原案とちがう点は、「一」原案の間六「被爆により苦しんだこと」が「つらかったこと」になって、「生きている意欲の喪失」のまえにおかれたこと、「二」原案にはなかった〈生きている支え〉にかんする設問が、〈喪失〉と体験の継承にかかわる設問との間にあらたに挿入されたことである。この二つのことは、《どうすれば、原爆の反人間性をこの調査で検証できるのか》、そして《そのような原爆に対する被爆者（人間）のたたかいを、この調査でどうやってとらえるのか》という問題について、われわれが出しえた解答・工夫であった。ここでは、パイロット・サーヴェイにもとづく改訂作業の内容と、VIにおける設問の配列上の意味とをわけて説明することにする。

## 1 改訂作業

「苦しんだこと（つらかったこと）」原案のこの質問には、①《同じことを聞かれているようだ、設問上の工夫を》、②《むしろ自由記述にしたほうがよい》という意見や、また③《結婚や家庭生活が思うようにならなかった》を結婚と家庭生活に分けたほうがよい》、《ケロイドに苦しんで差別された》を追加すべき》など選択肢にかんする指摘があった。①の点は設計上、この設問に総括質問としての役割をもたせ、それを聞いたうえで個々の内容に入っていくという流れになっていたためである。代表者会議と長崎講習会での結果をみると、回答者一五三人のうち、「自分の健康に常に不安を抱くようになった」をあげた人が最も多く（九〇人）、ついで「あの日の体験が心に深い傷痕を残した」（六八人）、「病気がちになった」（六五人）、「子供を産むことや生まれた子供の健康・将来のことに不安を抱いてきた」（五二人）という順になっており、「苦しんだこと」の内容はおもにこの四つすることに集中してあらわれていた。この結果は、着目すべき被害が何であるかを教えるものであった。<sup>(2)</sup>

〈生きる意欲の喪失〉 調査票中、もっとも大きな論議をよびおこした設問である。原案(問一五)に対し、①《いっその時、死んでいればよかった、と思ったことがありますか》というのは、どう考えても人権問題にならざるを得ない。名前を書きますから、そういうことが他に漏れないという保証はない。質問からは除けたほうがよい」という意見が出される一方、②《これを書いて、涙が出てきた。ぜひ入れてほしい》という感想が述べられた。こうした賛否両論のほかに、原案の選択肢(「かつてそう思ったことがあった」「今もそう思っている」「考えたこともない」)について、③《この表現だと、「死んでいればよかった」と考えたほうがいいように受け取れる。「その他」をか入れるなど工夫してほしい》という指摘があり、また質問のたて方(改訂案・問一八)について、④《いっその時、死んでいた方が……》という表現では、あの方は健康だったが、後で身体が悪くなったという場合、書くのに迷う。「こんな苦しみを受けるくらいなら、死んでしまった方がよい」とか、「原爆を受けたために、死んだ方がましだ」とか、違った表現を並べたらどうか》という提案があった。

〈生きる支え〉 原案は〈生きる意欲の喪失〉のあと、そのまますぐに問一六「被爆者の体験が核戦争を防ぎ、世界平和の世論をつくる力になっていると思いますか」に移行していたため、①《いきなり意味づけ・評価を聞かれるより、事実を聞かれる方が入りやすい。この問いは問一八(「体験をひとに語ったことがあるか」)の後にもっていくべきだ》という順序にかんする意見にくわえて、②《この部分に「今、生きている支えになっているのはどんなことですか」を入れるべきだ》、《「何を目当てに生きてきたか」を聞くべきだ》という構成にかんする提案が出された。

このように、原案(一部、改訂案)をめぐる意見や提案は、調査票を構成する考え方(調査の枠組)の明確化・練り直しをせまるものであった。とりわけ、〈生きる支え〉にかんする提案は、要綱VI-3項にある「再生・回復への努力」についてなかなか適切な設問におきかえることができず、原案における〈生きる意欲の喪失〉から「体験の継

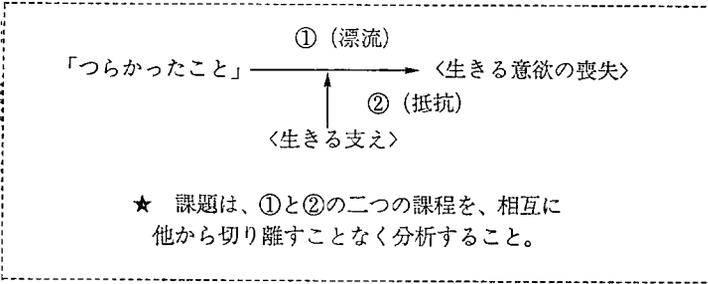
承」、核廃絶・援護法問題（問一六〇二二）への展開をうまくつなげられないでいた状況を一気にきりひらくものであった。企画部会は「苦しんだこと」にかんするサーヴェイの結果を踏まえつつ、つぎのような考え方で改訂作業をすすめていった。

第一に、〈生きる意欲の喪失〉にかかわる設問は、原爆の反人間性を検証するためには欠くことのできないものであるが、問題は、原爆がそうした状況に被爆者を追いこんでいく過程を調査票のなかにどうくみこむかであった。そこで、この設問がそのまへの設問の流れからみると唐突にでてくる原案の構成を変更し、「被爆により苦しんだこと」の位置を〈生きる意欲の喪失〉のまえにずらして「つらかったこと」とすることによって、個々の被害（I-V）↓〈不安〉↓「つらかったこと」↓〈喪失〉という流れにくみかえた。

第二に、被爆者の〈不安と苦しみに満ちた人生〉が同時に生きる意欲を〈喪失〉させようとする原爆とのたたかひの過程であることを踏まえ、〈生きる支え〉にかんする設問を〈生きる意欲の喪失〉のあとに挿入した（改訂案）。そして、〈喪失〉ありと答えた人にはその理由をたずねるだけでなく（補問A）、「そう思ったとき、どんなことを支えに、その苦しみをのりこえてきましたか」という補問B（自由記述形式）を設けて、問二〇の「いま、あなたの生きる支えや張り合いになっているのは……」へのつながり・移行がより確かなものになるように工夫した（成案）。

第三に、新編での提案に学んで、質問文を「被爆したために、『こんな苦しみをうけるくらいなら、死んだ方がましだ』とか、『いっその時、死んでいた方がよかった』とか思ったことがありますか」という表現にあらため、また質問をうけとる選択肢も、「その他」のほかに〈喪失〉の時期の設定の仕方を改良し、「かつてそう思ったことがあった」「かつて今もそう思うことがある」「かつては思わなかったが今そう思っている」「そういうことは考えたことがない」「その他」の五つとした。

図2 原爆被害者調査の分析の枠組（作成：石田忠）



そして第四に、〈生きる支え〉のつぎに被爆体験あるいは被爆者であることの証言にかかわる設問をおいた。「体験をひとに語ったこと」を問う意味が、語れないでいる被爆者の状況に語ることをめぐる苦悩と、その苦悩とたたかいながら証言する被爆者の営みとをとらえることにあるとすれば、「語った、語らない」というのは、〈生きる意欲の喪失〉↓〈生きる支え〉のあいだの「つばぜり合い」と密接に関連しているからである。

## 2 配列の意味

このようにして、成案VIの設問は、I～Vの先行する設問群と、後につづくVIIの設問とをつなぐ要となりうる仕組みをもつことになった。この仕組みについて、いますこし説明を試みよう。

上の図2がしめすように、「<sup>(4)</sup>つらかったこと」―〈生きる意欲の喪失〉―〈生きる支え〉の間には、解明すべき二つの関連(課題)がある。ひとつは、被爆したことによって生じた「つらかったこと」が、ついには人間から〈生きる意欲〉をうばっていく過程を分析し解明することであり、いま一つは、そのような原爆に対する人間のたたかいの過程をとらえることである。図2において、〈生きる支え〉からの矢印の方向が、「つらかったこと」から〈生きる意欲の喪失〉への矢印にむかって伸びているように、この二つの過程はひとりの人間の生きる営みのなかで相互にむすびついており、切り離すことのできない関係にある。この調査の名称が原爆被害

調査でなく、原爆被害者調査になった意味もそこにあった。こうして、「つらかったこと」—「生きる意欲の喪失」—「へ生きる支え」のあいだに成立している二つの関連に視点をすえて、原爆がもたらした被害や苦悩を把握するという「原爆被害者調査」の基本的な枠組が固まった。「へ生きる支え」については次項で論ずることとし、ここでは、「へ生きる意欲の喪失」が生ずる過程をどう把握するかについて述べる。

第一の関連(課題)について、この調査が仮説としてくみだてた枠組は、**図3**のとおりである。**図**の右端にあるのは、問一九の補問Aの選択肢であるが、一人ひとりの被爆者が「へ生きる意欲の喪失」へと追いこまれた理由・事情については、これによっておさえることができる。けれども、その過程を構造的に説明することができる——たまたま偶然に生じたことでなく、原爆がもたらしたものであること(必然性)を解明する——ためには、I~Vにおいて把握された被害と「へ生きる意欲の喪失」とのむすびつきを論証することができなければならなかった。原案の「苦しんだこと」という総括質問の位置を、「つらかったこと」として「へ生きる意欲の喪失」のまえに置いたのは、そのためである。

**図3**の左端にあるI~Vの各設問と、「つらかったこと」における各選択肢の内容は重なりあっている。このように、内容上の重複を承知のうえで、あえてこうした総括的質問を置いたのは、それぞれの事柄について被害があった事実を聞くだけでは、そのことがどれ程その人にとって重いことであったのかが分からないからである。もろもろの被害事実の重みⅡ「つらさ」をはかることができれば、一つ一つの被害が——それがたとえ、たったひとつのことであっても——どれ程その人にとって重いことであったのかを知ることができるし、また、被爆したために(被爆してから)生じたさまざまなできごと(5)のなかで、何が多くの被爆者を苦しめ悩ませてきた(いる)のかをとらえることができる。

図3 問18を中心とする設問間の関連構造(①〈生きる意欲の喪失〉の過程)  
 問18の内容に対応するI~Vの被害 → 問18「つらかったこと」の内容(太枠は多数があげたもの) → 問19補問B(生きる意欲)を喪失させた理由



\*項目間を結ぶ  
点線は主に対  
応関係を示す。

こうして、この調査は、個々の被害事実（問一〜一七）↓自覚された苦しみ（問一八）↓生きる意欲の喪失（問一九）という枠組をもつことによって、〈生きる意欲の喪失〉という苦悩に構造的に接近することが可能になったのである。

ところで、被爆者は、生きぬくことによって原爆に抵抗しているものであり、つらいことがあったとしても、ただちに〈生きる意欲の喪失〉という状況にまで追いこまれるとはかぎらない（図2）。原爆とは人間をそのような方向に追いこむものであるが、人間はその魔の手から逃れるために自ら防衛して生きようとする。時にそれは、《被爆者であることを隠したり、忘れようとする》営みとなってあらわれたり、《自分の状況を原爆のせいだと認めてしまえば、それとたたかうことを生きる支えにしてきた自分の生き方を足元から崩してしまうことになる》という考え方となつてあらわれたり、あるいは自らを苦しめてやまないものが何であるかをつきとめ、それを無くしていこうとする営みとなつてあらわれる。〈生きる意欲の喪失〉という事態に追いこまれた人びとも、「つらいこと」をのりこえようと〈原爆〉とたたかってきたからこそ、〈惨苦の生〉を生きぬくことができたのである（問一九補問B）。〈生きる意欲の喪失〉は、そうまではならなかった被爆者のうえにも起こりえたことであり、その意味で、「つらかったこと」にかんする設問は〈生きる意欲の喪失〉という苦悩の一般性を確かめるものとなる。<sup>(6)</sup>

以上のように、この調査は、「自覚された苦しみ」という、被爆者の原爆被害に対する主体的な認識・判断に依拠してのみ成立する。

(1) 指摘されたような設問上の重複感を考慮し、調査票VIの冒頭には「これまで、被爆の当時、その後、現在というように、被爆したためにあなたの身に起こったことをいろいろお聞きしてきました。この第VI部では、あなたの四〇年間の歩みを振り

返ったままとめとして、お尋ねすることになります。一部、重なり合うところがあるかもしれませんが、大切などころです。お許しください」という断り書きが挿入された。

(2) 本調査の結果をみると、問一八「つらかったこと」のなかで、①最も多かったのはやはり「健康にいつも不安を抱くようになったこと」(六四・二一人、六四・六%)であり、ついで②「病気がちになったこと」(四三・二三人、四三・五%)、③「子供を産むことや生まれた子供に不安を抱いてきたこと」(三〇・一四人、三〇・三%)、④「あの日の出来事がこころの傷痕になって残ったこと」(二八・三一人、二八・五%)の順となり、これらに⑤「家族を失ったこと」(二七・五五人、二七・七%)と⑥「家や蓄えなど生活の基盤を失ったこと」(二四・五〇人、二四・六%)がくわわった。(%)は総数一万三一六九人から「とくになし」と無回答を除いた九九四七人に対する比率」

(3) 「被爆者を理解しようと思うならば、常に人間を否定する力としてのみ働く原爆と、それに抗って生きていこうとする人間と、その二つの力のつばぜり合いとして被爆者というものをとらえなければなりません。」(前掲・石田忠『原爆被害者援護法』、五九頁)

(4) 図2の「分析の枠組」にかんする図式そのものは、生存者調査結果のより綿密な集計データ(『第一次報告』)以後に作成したもの)を解析していくにあたり、石田忠氏がこの調査の基本視点を再確認するために企画部会に提示したものである。図中にある〈漂流〉・〈抵抗〉という概念の意味については、前掲・石田忠『原爆体験の思想化』、ならびに同『反原爆のへ立場』——福田須磨子さんの戦後史(『反原爆——長崎被爆者の生活史』、未來社、一九七三年所収)を参照されたい。

(5) 問一八は、要綱Ⅲの1「被爆による生活の変化」を具体化したものになるが、この項目は中国新聞が実施した「被爆者の生活と意識調査」(一九八五年七月五日付け)の設問「被爆が原因で、これまでに生活にどんな変化がありましたか」にヒントを得た。選択肢の一部は重なっているが、質問の仕方は原案(「原爆に遭ったことによって、この四〇年間どんなことに苦しんできましたか」)、改訂案・成案(「被爆したために、つらかったことはどんなことですか」)のように表現をおきかえた。これは一つには、NGO一般調査の教訓に学んだためである。すなわち、問一五「被爆したことによって、その後の生活が不利になったと思いますか」に対する回答を検討してみると、選択にあたって《健康上、精神上の苦痛や不安があっても、生活は

不利にならなかった」という判断が入りこむ余地のあることが判明した。くわしくは、拙稿「原爆のもたらす人間的苦悩——原爆への対応をめぐって」(『一橋論叢』八三巻二号、一—一七頁、一九八〇年)を参照されたい。

(6) 「つらかったこと」——「生きる意欲の喪失」——「生きる支え」——三者間の関連については、『被爆者は原爆を「受忍」しない』第二部で詳細に検証した。なお、本調査の結果、「生きる意欲」を喪失したことがあると答えた人は、じつに回答者の四分の一(三〇二人)にのぼっている。

## 五 〈生きる支え〉

つづいて、のこされた第二の課題、被爆者の〈生きる支え〉の問題にうつろう。すでに述べたように、〈生きる支え〉という設問は、〈生きる意欲の喪失〉までの設問と後の設問とをむすぶ要の位置をしめている。ここでの課題はまず、そうした位置づけにそって、どのような選択肢を設けたらよいか、ということであった。

〈生きる支え〉 成案問二〇の選択肢は、つぎのように構成された。

- 一・安定した生活を築くこと、
- 二・家族に囲まれて暮らすこと
- 三・仕事に生きること
- 四・趣味に生きること
- 五・宗教に生きること
- 六・多くの人とふれあうこと
- 七・地域や社会のために役に立つこと
- 八・原爆で死んだ人たちの霊を慰めること
- 九・原爆に負けないようにすること
- 一〇・被爆の証人として語り継ぐこと
- 一一・被爆者の仲間のために役に立つこと
- 一二・援護法制定の日まで生き抜くこと
- 一三・核兵器をこの地球からなくすために生きること
- 一四・とくにない
- 一五・その他

これらの答えのうち、一七は中国新聞『段原の七〇〇人』<sup>(1)</sup>の調査事項、「高齢化のなかで必要なものは？」と「安定した老後に必要なものは？」の選択肢を参考にして作成されたが、八一―一三はこの調査の目的にそって独自にくわえたものである。すなわち、『死者との対話』、『生存者同士の対話』、『非被爆者との対話』、『被爆者の〈生きる支え〉』とどうかかわっているのか、そして被爆者の二つの「基本要球」――核廃絶と援護法の制定――とは、被爆者の生きる意味とどのようにかかわっているのかを明らかにしたからである。同時にそれは、〈不安〉や「つらかったこと」、および〈生きる意欲の喪失〉との関連をおさえていくことによって、被爆者が何故こうした、そしてそれぞれの〈支え〉を求め、また見いだそうとしているのかを解明することでもある。以下、〈生きる支え〉の導入がそのあとの設問の流れにひきおこした変化と、各設問の意味とをわけて説明する。

### 1 配列の変化

成案Ⅵの後半からⅦにある設問の配列の仕方（改訂案も同じ）を原案のそれと対比してみると、順序がおおきく入れかわったことがわかる。

- |   |                                |           |
|---|--------------------------------|-----------|
| 1 | 【問二〇】 生きる支え（有無・内容）             | 〔原案 欠 〕   |
| 2 | 【問二一】 体験証言の有無、発表の形態、話せない理由     | 〔原案 2・3 〕 |
| 3 | 【問二二】 原爆使用（投下）に対する態度           | 〔原案 5 〕   |
| 4 | 【問二三】 核兵器再使用の不安の有無             | 〔原案 4 〕   |
| 5 | 【問二四】 体験を話すことは核戦争を防ぐ力になるか      | 〔原案 1 〕   |
| 6 | 【問二五】 「基本懇」意見にかんする知識、「受忍」論への態度 | 〔原案 欠 〕   |
| 7 | 【問二六】 国は援護法を制定すべきか             | 〔原案 6 〕   |

## 8 【問二七】 援護法に求めるもの、死没者補償にこめるもの (原案 7)

問題は、へ生きる支え↓「体験証言の有無」という順序が確定したこと(四を参照)をうけて、VIIの柱をどのように構成するかにあった。原案の「体験と平和」↓「核再使用の不安」↓「原爆使用への態度」↓「援護法」という流れを踏襲すると、回答者は各設問が想定する時期のちがいによって、現在から過去へ、そしてまた現在へと思考を行きつ戻りつさせなくてはならない。改訂にあたってまず、「原爆使用への態度」↓「核再使用の不安」↓「体験と平和」↓「援護法」という順序にする案が検討された。原爆投下の問題から現在の核戦争の危機の問題へいき、そのような危機状況のなかで「体験の平和への意味」を問うという流れである。しかし、そこから援護法の問題にうつるには、核廃絶問題とそれとのあいだをむすぶものが何か必要であった。

そこで、原案作成過程において一度検討された質問のなかから、「受忍」論の是非にかんする設問(二五)を復活させることになった。岩佐氏の案は、要綱VII―1項「被爆者として願うこと」をふまえて、『原爆被害者の基本要請』の内容をみじかく説明したあと、まず『基本要請』の考え方についてどう思いますか』とたずね、つづいて『基本要請』の核戦争被害をも含めて戦争の犠牲の「受忍」を国民にせまる考え方をどう思いますか』と問うものであった。後者の問いの復活は、核戦争の問題から援護法の問題へのむすび目となるだけでなく、まさにこの調査が行われなければならないなかった状況(II調査の争点)を調査票に刻印することになったのである。以下、各設問ごとに若干の説明をこころみよう。

## 2 設問の意味と関連

被爆体験をひとの前で話したり手記に書いたりしたことがありますか 要綱VI―2 「差別への対応(隠す)」およびVII―4a 「体験の継承」をうけて、三つの問題が設定された。(1)『被爆者であることを他者に話しているかどうかどう

か》、(2)《被爆体験を語ったことがないとしたら、なぜ語れないのか》、そして(3)《体験を語ることに意味を見いだしているか》である。

成案は、(1)を本問とし、(2)は補問になっている。すなわち「ある」と答えた人にはその形態や場所(被爆者の集まりで、調査・取材、手記、学生や子供たちの前で、集会での発言)を、「ない」と答えた人にはその理由(「知られたくない」「被爆した者でないと分らない」「家族に迷惑をかけたくない」「忘れない」「まとまらない」「つらい」「機会がなかった」など)をたずねるといふ形式である。語れない理由としてあげられている気持ちは、語ったことが「ある」人にもたずねなかったが、設問の仕方が複雑になるため割愛せざるをえなかった。

(1)については、最初、他者を二つにわけ、「被爆者であることを配偶者や子供に話しているか」および「被爆体験をひとに語ったことがあるか」という設問がたてられた。しかし前者の設問について、パイロット・サーヴェイで《家族がいない》と書いた被爆者があった。うかつにも他の問いで同居者がいるかどうかをたずねておきながら、この設問では配偶者や子供がいることを当然の前提としてしまったのである。改訂案では、裏返しにして「まだ話していない(話せない)人はだれか」としてみたものの、やはり設問のたて方に無理があった。子供との関係については入れられなかったが、配偶者との関係は「結婚」や「家庭生活」の悩みの選択肢に含まれているため、結局この問いは削除された。

原爆が使用されたことについてどう思いますか VIIの柱は、被爆者の苦しみの原点から始まる。この問いの選択肢は、原案では「1. 二度とあってはならないことだ」「2. 戦争だから、やむをえなかった」「3. その他」になっていた。しかし、そのうち1については《使用されるべきでなかった」とするべき》、《たとえ戦争であっても、あるいはいかなる理由があるうとも許せないことだ」とするべき。このほうが2と対応する》、《たとえ戦争であっても許

せない」のほうがよい。案の1と2は必ずしも他を排除しない」という意見が集中して出された。これに学んで修正した結果、二つの選択肢は、「たとえ戦争であっても許せないことだ」↓《戦争だからやむを得なかった》という明確な対抗関係をうちに含むものになった。このことは、この設問が《戦争という非常事態のもとにおいては、戦争によって犠牲を余儀なくされたとしても受忍しなければならぬ》という基本懇の論理と、真に正対したことを意味している。

世界のどこかで核兵器がふたたび使われる不安を感じていますか　すでに述べたように、被爆者がいなく〈核戦争の不安〉感とは、〈地獄〉の体験がうみだした〈不安〉、〈死の恐怖〉とかかわっている。したがってここでは、「近い将来、世界のどこかで核兵器を使った戦争が起きる危機があると思いますか」(NHK)、「将来、核兵器を使う全面的な戦争が起きるといふ不安を感じていますか」(朝日新聞)、「世界のどこかで核兵器が再び使われると思いますか」(中国新聞)といった世論調査を参考にしながら、〈不安〉、「ふたたび」という点がとくに重視された。<sup>(2)</sup>

被爆者が体験を話すことは核戦争を防ぎ、世界平和をつくる力になると思いますか　この問いは、さきに「体験証言の有無」の項で記した(3)の問題に対応している。当初、「広島・長崎の被爆体験は核兵器を禁止する方向に生かされていると思いますか」(NHK)、「広島、長崎の被爆体験は世界の国々の反核平和運動に大きな影響を与えていると思いますか」(朝日新聞)などを手がかりに、「被爆者の体験が……力になっていると思うか」(原案・改訂案)という質問がたてられた。しかし、この表現では被爆者に対する設問としては客観的にすぎ、「証言」をめぐる葛藤や、「核再使用の不安」のあとにこの質問がつづくことを考え、より主体的な判断(「体験を話すことは……」)をたずねることにした。「話すことの意味」がここにくるのは、そうした現実の〈不安〉とのかかわりのなかでの「語り」を重視したからである。

「受忍」論への態度 この設問は、基本懇やその意見書の内容について知らない人がいることを考慮し、質問のまゝに短い説明をおいている。それをうけて、問二五の「このような意見書があることを知っていますか」と聞き、つづくその二で「原爆による犠牲を受忍しろ」という意見についてどう思いますか」とたずねた。後者の選択肢は、「原爆の犠牲は、とうてい『受忍』（がまん）できるものではない」「国の考えだから仕方がない」「基本懇の言っていることがよく分からない」「その他」である。この質問は、改訂案では「原爆による犠牲を受忍することができるとなっていたが、問い全体の流れに適合しないため、表現があらためられた。

原爆被害者援護法 これには「国は援護法を制定すべきだと思いませんか」、および「援護法にどのようなことを求めていますか」という二つの設問がある（成案問二六&二七）。それらは、原爆死没者への補償の問題をつよく念頭におきながら作成された。問二六は、「原爆で亡くなった人と生き残った被爆者の苦しみをつぐなうために」として援護法制定の目的と対象を明示し、問二七で「援護法で原爆死没者の死につぐないを」あるいは「死没者の遺族が安心して暮らせる援護法を」と答えた人には、補問で「死没者へのつぐないを求める気持ち」をたずねている。問二七の本問と補問の選択肢は、つぎのように設定された。<sup>3)</sup>

援護法に求めるもの 一．失った健康へのつぐないを／二．後遺症の不安のない医療を国の手で／三．被爆者が安心して暮らせる援護法を／四．被爆者であるために失った人生へのつぐないを／五．援護法で原爆死没者の死につぐないを／六．原爆死没者の遺族が安心して暮らせる援護法を／七．被爆者の子供たちに不安のない人生を／八．被爆者援護法の制定によって国の責任を明確に／九．援護法の制定でふたび被爆者をつくらぬ証しを

／一〇．とくにない

死没者への償いを求める気持ち イ. 原爆の最大の犠牲者である死没者の霊を慰めるために／ロ. あの悲惨な死を犬死ににさせないために／ハ. あの死を平和の礎とし、ふたたび繰り返させないために／ニ. 死者と苦楽を共にした遺族が今後を生きていくために

(1) この調査は一九八五年の一月一日から七月一〇日まで全六部にわたって連載されたもので、私は被団協の最初の調査委員会が開かれる直前にこの記事を整理し、そこから多くのヒントを得た。なお、この記事は中国新聞社編『ヒロシマ四〇年』(未來社、一九八六年)に収録されている。

(2) この問いを含め、要綱Ⅶの事項にかんする設問を立てるにあたって参考にした世論調査は、①NHK広島・長崎放送局、NHK世論調査部「広島・長崎市民の意識調査」(一九八五年七月八日発表)、②朝日新聞「全国世論調査」(同年七月二〇日付け)、③同「広島・長崎市民の核意識調査」(同年七月二四日付け)、④前掲「中国新聞」被爆者の生活と意識調査、⑤日本世論調査会による調査(一九八五年七月一〇日付け、中国新聞)である。

(3) 援護法にかんする各世論調査の質問と結果(一部)は、つぎのようになっていいる。①NHK《被爆者の生活を保障することについて、甲・乙二つの意見がありますが、あなたのお考えはどちらに近いですか。(甲)被爆者の生活は、国が責任をもつて保障すべきであり、そのためには被爆者援護法の制定が必要だ。(乙)被爆者ばかりが戦争の犠牲者ではないので、被爆者だけのために新しい法律を作る必要はない》「甲」十「どちらかといえば甲」、広島六〇%、長崎五六%、②朝日(全国)《国は被爆者援護法を制定し、原子爆弾で亡くなった方や傷ついた人たちに補償すべきだと思いますか。そうは思いませんか》「補償すべきだ」八七%、③朝日(広島・長崎)《②と同文》「広島七九%、長崎八一%」、④中国《国は被爆者に対し、国の責任を明確にしたうえで対策を立てるべきだ」という意見があります。あなたは、どう思いますか》「当然だ」六三%、「その必要はない」五%、また⑤日本世論調査会《広島、長崎の原爆被爆者から「被爆者援護法」をつくり、国が死没者へ弔慰金などを支払い、補償するようにとの要求が出ています。あなたはこのような被爆者への補償は必要だと思いますか。それとも必要ないと思いますか》「原爆の後遺症は特別だから必要だ」七九%。なお、「原爆被害者調査」の結果は「ぜひ制定す

べきだ」七五・八%、「できれば制定してほしい」一六・六%で、「その必要はない」と答えたのはわずか三二人(〇・二%)であった。

### おわりにかえて

完成した調査票は、B五版二八ページ立てという大部のものとなった。被爆者が《ここまでしなれば……》と述べた《ここまで》とは何を指しているのか、そしてその人びとがいう《思い出したくないこと、隠していたいこと》とは、どういうことであるのか。それは、第二部にしめた調査の自身に明らかであろう。しかし、それとても、〈苦悩としての原爆体験〉を余すところなくとらえたものとすることはできない。

われわれは、この調査の全容をまとめていくために、作業を四つの段階にわけた——(1)生存者にかんするデータをまず統計的に整理すること(第一次報告)、(2)死没者にかんするデータをまず統計的に整理すること(第二次報告)、(3)調査票のほとんどの設問について自由記載欄、および自由記述式の設問にかきこまれた「ことば」を整理すること、そして(4)それら三つの作業を統合して最終報告を作成することである。作業はようやく(3)の段階をすすんでいるが、それは第二部の構成でいえば、一のへこころの傷痕を明らかにし、二・五にかんする諸統計に質的な具体性をあたえていく作業である。

「ことば」にかんする作業は、二つの点で、この調査の最大の難関である。第一に、アフター・コードの設定を含め、独自の整理法・分析法を練磨しなくてはならないこと、第二に、「ことば」をよみこむという作業は、精神的な苦痛(恐怖と悼み)をともなわざるをえないことである。その苦痛が、死没者の統計データをまとめたときに味わったものよりさらに大きくなることは疑いない。「ことば」は、原爆のへむごさくをストレートに表現する。その内容をま

とめ、体験者にかえし、非体験者（「あんな思い」をさせてはならない人びと）につたえられるようにするには、〈むごさ〉と〈恐怖〉（それがもたらす心の破壊）から己れを守りながら、「ことば」に形をあたえていく方法を身につけてはならない。その意味で、方法を練磨することと〈むごさ〉に耐えることとは関連しあっている。

この調査の成立過程、調査票の作成過程および実施過程がまさにそうであったように、分析過程における調査結果のとおりくみを励まし、とりくみ方を示唆してくれるのは、被爆者のいとなみである。ここでの「いとなみ」とは、「ことば」を含む調査票に記入された内容そのものことであり、量および関連として集積されたデータにもそれがあらわれる。一例をあげれば、この調査の結果は、《原爆被害者援護法の制定と核兵器の廃絶》という被爆者のねがい（〈生きる支え〉）は〈不安〉、〈病氣〉、〈子供への不安〉、〈こころの傷〉、〈家族の死〉、〈死の恐怖〉等からなる〈苦悩〉としての原爆体験に根ざしたものであり、〈生きる意欲の喪失〉におとしいれようとする原爆に抗って生きぬいてきた人びとの〈生〉（たたかひの日々）のなかから生まれてくることを明らかにした（『第一次報告』）。これについて、ある被爆者はつぎのような感想を述べている。

《被爆者はともすれば、毎日の不安や悩み、健康のことですとか仕事の問題などで普通の人と違った悩みをかかえている人が多いんですが、それを自分だけのこととしてしか考えられず、落ち込んでしまうことが多いんです。ですから、第一次報告を読むと、自分一人ではなく多くの被爆者が同じように苦しみ、悩んでいるんだと知って、何かホッとするというか、とても共感できるわけです。

たとえば「不安」についてまとめられているところを見て感じるんですが、被爆者の「不安」は被爆したことが原因で生じているわけで、自分ひとりの問題ではないと気づき、それをどう解決してゆけばよいのかということから、運動の大切さもわかってくるのではないかと思えますね。被爆者の中には、悩みを解決する出口を見つ

けられず、周囲の人とも隔絶してしまい、救いがないという気持ちになってしまいう人がけっこういます。ですから、まずこの報告をできるだけ多くの被爆者に伝えたいですね。そこから、被爆者同士の連帯も深まりますし、また運動に参加している多くの人たちとのつながりをつくる大きな力にもなるのではないかと思います。」(吉本寛三「被爆者は語る——日本被団協・原爆被害者調査第一次報告を読んで」、「原水協通信」一九八七年二月号より、その一部分)

この感想は、調査の結果を被爆者のなかにもち返ることによって、同じ苦しみをかかえる者どうしであるがゆえのきびしい関係を《共感》におきかえ、《生きる意欲》を再生し《生きる意味》の獲得につなげていける可能性があることを証言している。調査結果を対象者にかえしその成果をいかしていくことは、ふつう分析が終わった後の過程であるが、この調査では結果のまとめが段階をおって発表されていくために、先にでた報告を被爆者がどううけとめたか、がそのつぎの分析過程に反映するのである。

原爆犠牲の「受忍」をはねのけようとして《ここまで》をはっきりさせることが、被爆者の苦しみを増大するのではなく、《ホッとする》ものをつくりだす——そうなることを願って、このなお未完の調査過程を歩んでいきたいと思う。

〔追記〕 本稿脱稿(一九八八年六月)後、調査票の間「今でも忘れられないこと、恐ろしく思っていること、心残りなこと」について、〈原爆と人間〉研究会の協力により、日本被団協原爆被害者調査資料集Ⅰ・Ⅱ、『あの日』の証言(その1)』(八八年一月)、『あの日』の証言(その2)』(八九年三月)が作成された。

また、一次・二次報告が明らかにした〈死〉と〈生〉の全体像をまとめたものに、石田忠「被爆者の死と生——〈原爆〉の反人間性」(日本被団協中央相談所報・第一五号、八八年三月)がある。

別表1 「原爆被害者調査要綱」4: 調査の事項

<p>I. 基本事項</p> <p>1. 対象者氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 現住所 5. 手帳取得の有無</p> <p>6. 被爆地 7. 被爆状況・距離</p> <p>II. 被爆当時の被害状況</p> <p>1. 身体の傷害の有無 2. 急性症状(脱毛等13の症状)</p> <p>3. 本人の見た当時の光景 4. 当時の体験が残した心の傷痕</p> <p>III. その後の暮らしと健康状態</p> <p>1. 被爆による生活の変化 2. 病歴(症状, 療養状態)</p> <p>3. 生活の苦しみ 4. 結婚・就職等への影響</p> <p>5. 手当取得状況ともらっていない理由(所得制限の問題など)</p> <p>IV. 原爆死没者の状況</p> <p>1. 本人から見た続柄 2. 死亡時期</p> <p>3. 死亡の原因 4. 死没者の生年月日(死亡年齢)</p> <p>5. 原爆との関係意識 6. 死の状況</p> <p>V. 不安</p> <p>1. 健康・遺伝・生活(老後)の不安の有無 〔補問: 二世の障害・死亡の状態〕</p> <p>2. 現在の健康状態 3. 体調と原爆との関係意識</p> <p>VI. 生きる意欲の喪失と回復</p> <p>1. 被爆者であることがもたらす心の苦しみ</p> <p>2. 差別への対応(隠す)</p> <p>3. 再生・回復への努力</p> <p>VII. 原爆被害者の基本要 求</p> <p>1. 被爆者として願うこと</p> <p>2. 援護法について</p> <p>a. 国の責任 b. 援護の中身 c. 遺族への償い</p> <p>3. 核廃絶について</p> <p>a. 原爆投下について b. 核戦争の不安 c. 核廃絶の願い</p> <p>4. 継承と運動</p> <p>a. 体験の継承 b. 被爆者運動への参加</p>
---

別表2 NGO 一般調査の自由記述回答に関するアフター・コード表（概要）

**A. 原爆症**

〈①症状〉

ケロイド／被爆外傷の後遺／身体障害／早産，流産，異常分娩，不妊，月経異常，精子異常等／貧血，血液異常，紫斑等／他の疾患／不定愁訴

〈②愁訴〉

無理がきかない／体がきつい／疲れやすい／風邪ひきやすい

〈③健康喪失感〉

体が弱い，病気がち／被爆を境に／何年頃から／齢とともに／夏になると，周期的に／常時（いつも，毎日，再三，繰り返し）

〈④療養〉

入院経験あり／通院経験あり／自宅療養等／寝たきり／直後療養

〈⑤日常生活の困難〉

活動・交際等に制限／日常生活に不自由

**B. 原爆症の不安**

〈①不安〉

健康が不安／いつ発病するかわからない／被爆のセイでは／死の恐怖／原爆と病気との関連づけを巡る葛藤

〈②憂鬱・鬱陶しさ〉

**C. 遺伝の不安**

〈①不安〉

子供を産むことに不安／子供にいつ原爆が／子供に障害・疾病あり／孫の健康が不安／子・孫の将来が不安／差別への恐れ／葛藤（反発・否定）／死ぬまで一生続く

〈②症状〉

鼻血，貧血，白血球が多い／病気がち，体が弱い／身体障害あり／疲れやすい，風邪ひきやすい，根気がない／早産・未熟児／子供の死／孫の死

〈③問題〉

子供に引け目，自責／養育・看病に伴う精神的苦勞／子供の病気による生活苦／二世問題による親の家族の緊張・崩壊／子供の家族の緊張・崩壊

**D. 生活の不安**

生活が不安／老後・先行きが不安／働けなくなったら／自分が死んだら

**E. 労働能力の喪失・減退**

〈①程度〉

働けなくなった／働きたくても働けない／直後の一時喪失／その後の一時喪失  
／長時間・重労働できず／人並みに働けない／働く気力を失う

〈②就労状態〉

退職、廃業／転職／職が不定、まともな仕事つけず／職業の限定、不利な就労  
／休職／欠勤、休みがち／昇級・昇格に影響／同僚に迷惑、職場の人間関係に  
苦勞／弱いと見られたくない

〈③家事〉

家事が困難／配偶者や子供に依存／迷惑、負い目、負担／家庭の緊張・崩壊

**F. 家屋・財産の喪失**

喪失／損壊／家屋の喪失による転居／家再建の苦勞

**G. 労働の場の喪失**

転職／休職／退職、廃業／解雇／再建に苦勞

**H. 家族の欠損**

父の死／母の死／配偶者の死／長男・準ずる者の死／その他の子供の死／兄弟  
姉妹の死／祖父母の死／他の家族の死

**I. 家族の病気**

父の病気／母の病気／配偶者の病気／長男・準ずる者の病気／その他の子供の  
病気／兄弟姉妹の病気／祖父母の病気／他の家族の病気

**P. 原爆との関係意識**

健康状態との関係／死者の死因との関係

**J. 生活苦**

〈①原因〉

本人の健康破壊／本人の労働能力の喪失・減退／家族の欠損／家屋・財産の喪

「原爆被害者調査」の立場と構想

失／労働の場の喪失／家族の病気（病死）／家族の離別・崩壊

〈②加重要因〉

疎開による苦労／戦後の経済的混乱／食糧難／働き手の戦死・戦傷／売り食い

〈③生活苦に陥った世帯〉

当時の世帯／その後形成した世帯

〈④家族への影響〉

配偶者が替って働く／本人が替って働く／子供が替って働く／他の家族が替って働く／子供の学業を阻害／子供の養育に苦労／家庭の緊張・崩壊／親戚知人に依存・迷惑

〈⑤貧困に伴う精神的負担〉

〈⑥悪循環〉

無理して働き体をこわす／替って働いた家族が体をこわす／看病した家族が体をこわす

〈⑦現在の生活状態〉

一人暮らし／ホーム等に入所／生活保護受給／その他の保護

**K. 被爆した子供の問題**

病弱／健康に不安／将来に不安／進路・結婚等に悩む／学業上の差別／結婚上の差別／家庭の崩壊／就職上の差別

**L. 形成発達障害**

〈①原因〉

本人の健康破壊／家族の欠損・病気／家の生活苦／家屋等喪失に伴う疎開／学校の損壊等／被爆による精神的打撃／差別／遺伝の不安／健康の不安

〈②学業への影響〉

休学、勉学に支障等／運動ができない／友のように遊べない／進学・進級・卒業の遅れ／進学断念、中退／教材が買えない／資格とれず、学歴がないことがつきまとう

〈③就職への影響〉

働ける時に働けなかった／進路が限られた／差別待遇を受けた／採用してもらえなかった／就職に悩んだ

〈④結婚への影響〉

不利な結婚／婚期の遅れ／結婚に踏み切れず断念／差別・破談／離別／夫婦間

の不和・緊張／子供を産めなかった／子供を産まなかった／結婚に悩む・支障  
〈⑤喪失・挫折感〉

家庭が暗くなる／孤独／青春の喪失／隠れて生きる／迷惑かけた心苦しき

**M. 無理解・隠す**

〈①無理解〉

“被爆者でよかったね”といわれる／怠け者に見られる／“健康 そうね”（外見では分からない）／原爆症と見られる／偏見（“うつる”“奇形児を産む”等）  
／蔑視（“きたない”等）

〈②隠す〉

手帳を取らない・遅く取る／配偶者に話せない／子供に話せない／嫁ぎ先に話せない／周りの人に隠す／居住地を移す

**N. 精神的傷痕**

地獄体験を語る（モノとしての死）／精神的傷痕／罪意識／恥の意識／家族の死による打撃／死者への悼み／死の恐怖／人間不信

**O. 〈生きる意欲の喪失〉**

〈①喪失感〉

被爆を境に人生が変わった／被爆さえしなかったら／死ぬまで続く不安／情けなさ、空しさ／気力・生き甲斐の喪失／死（自殺）を考える／被爆者でないと思えない

〈②忘却〉

忘れたい、思い出したくない／話せない、書けない／そっとしておいて／今さら訴えても